森 町 地 域 防 災 計 画

（一 般 対 策 編）

目次

第１章　総論

第１節　計画作成の主旨 ･･････ 1
第２節　計画の構成 ･･････ 1
第３節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ･･････ 1
第４節　町の自然的条件 ･･････ 8
第５節　町の社会的条件 ･･････ 8
第６節　予想される災害と地域 ･･････ 9

第２章　災害予防計画

第１節　河川の災害予防計画 ･･････ 12
第２節　道路、橋りょう災害防除計画 ･･････ 15
第３節　土砂災害防除計画 ･･････ 16
第４節　山地災害防除計画 ･･････ 19
第５節　農地災害防除計画 ･･････ 19
第６節　通信施設等整備計画 ･･････ 20
第７節　火災予防計画 ･･････ 21
第８節　防災資機材等整備計画 ･･････ 23
第９節　危険物施設保安計画 ･･････ 24
第10節　ガス保安計画 ･･････ 24
第11節　道路、鉄道等災害防止計画 ･･････ 26
第12節　防災知識の普及計画 ･･････ 26
第13節　防災のための調査研究 ･･････ 29
第14節　防災訓練 ･･････ 29
第15節　自主防災組織の育成 ･･････ 31
第16節　事業所等の自主的な防災活動 ･･････ 32
第17節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ･･････ 33
第18節　ボランティア活動に関する計画 ･･････ 33
第19節　要配慮者支援計画 ･･････ 34
第20節　住民の避難誘導体制 ･･････ 36
第21節　救助・救急活動に関する計画 ･･････ 39
第22節　応急住宅等・災害廃棄物処理 ･･････ 40
第23節　重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画 ･･････ 40
第24節　被災者生活再建支援に関する計画 ･･････ 41
第25節　町の業務継続に関する計画 ･･････ 41
第26節　複合災害対策及び連続災害対策 ･･････ 42
第27節　避難情報の事前準備計画（風水害対策） ･･････ 42
第28節　避難誘導態勢の整備計画（風水害対策） ･･････ 43
第29節　倒木被害防除計画（風水害対策） ･･････ 43

第30節　盛土災害防除計画 ･･ 43
第31節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 ･･ 44
第32節　災害に強いまちづくり ･･ 44
第３章　災害応急対策計画
第１節　総則･･ 44
第２節　組織計画･･ 47
第３節　動員・受援計画･･ 47
第４節　通信情報計画･･ 50
第５節　災害広報計画･･ 52
第６節　災害救助法の適用計画･･ 55
第７節　避難救出計画･･ 56
第８節　愛玩動物救護計画･･ 67
第９節　食料供給計画･･ 68
第10節　衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画･･････････････････････････････････････ 70
第11節　給水計画･･ 72
第12節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画･ 73
第13節　医療助産計画･･ 77
第14節　防疫計画･･ 81
第15節　清掃及び災害廃棄物処理計画 ･･ 83
第16節　遺体の捜索及び措置埋葬計画 ･･ 85
第17節　障害物除去計画･･ 88
第18節　輸送計画･･ 89
第19節　交通応急対策計画 ･･ 91
第20節　応急教育計画･･ 93
第21節　社会福祉計画･･ 97
第22節　県警察災害警備計画･･ 98
第23節　消防計画･･ 99
第24節　森町水防計画･･ 103
第25節　応援協力計画･･ 108
第26節　自衛隊派遣要請計画･･ 110
第27節　電力施設災害応急対策計画 ･･ 112
第28節　下水道災害応急対策計画 ･･ 112
第29節　ガス災害応急対策計画･･ 112
第30節　突発的災害に係る応急対策計画 ･･ 114
第31節　町有施設及び設備等の対策計画 ･･ 116
第４章　災害復旧対策
第１節　災害復旧計画･･ 117
第２節　激甚災害の指定･･ 118
第３節　被災者の生活再建支援･･ 118
第４節　風評被害の影響の軽減･･ 120

第１章　総論

第１節　計画作成の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 42 条の規定に基づき、森町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、森町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

第２節　計画の構成

森町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）は、次の各編から構成する。

１　一般対策編　　風水害、大火災、大爆発及び大事故による災害対策について定める。

２　地震対策編　　地震による災害対策について定める。

３　原子力災害対策編　　原子力災害対策について定める。

４　資料編　　本編に付属する各種資料を掲載する。

第３節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第 42 条第２項第１号の規定により、森町及び行政区域内の防災関係機関並びに公共団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、森町の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　森町

⑴　森町防災会議（以下「町防災会議」という。）に関する事務

⑵　防災に関する組織の整備

⑶　防災に関する訓練の実施

⑷　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

⑸　防災に関する施設の新設、改良及び復旧

⑹　消防、水防その他の応急措置

⑺　警報の発令、伝達及び避難の指示

⑻　情報の収集、伝達及び被害調査

⑼　被災者の救難、救助その他保護

⑽　被害を受けた児童及び生徒の応急教育

⑾　清掃、防疫その他保健衛生

⑿　緊急輸送の確保

⒀　災害復旧の実施

⒁　その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

２　袋井市森町広域行政組合袋井消防署森分署

⑴　町及び各種防災関係機関と緊密な連携を図り、情報の伝達指令

⑵　災害時の出火及び延焼防止並びにこれらの措置について町民に対する広報

⑶　り災者の救出、救助、救急搬送

⑷　消防資機材の点検及び整備

３　静岡県

⑴　静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている掌握事務

⑵　市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4　静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎（町内各警察官駐在所））

⑴　災害時における住民の避難指導、誘導及び救助

⑵　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

5　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

⑴　総務省東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査

エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

オ　各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

カ　非常通信協議会の運営に関すること

⑵　財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること

イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

⑶　厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導

イ　事業場等の被災状況の把握

ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導

エ　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

⑷　農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

⑸　国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア　災害予防

(ｱ)　所管施設の耐震性の確保

(ｲ)　応急復旧用資機材の備蓄の推進等

(ｳ)　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(ｴ)　公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ　初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他最小応急対策に支援を行う。

ウ　応急・復旧

(ｱ)　防災関係機関との連携による応急対策の実施

(ｲ)　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

(ｳ)　所管施設の緊急点検の実施

(ｴ)　県又は町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）

⑹　国土交通省中部運輸局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ　緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

⑺　国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

⑻　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ　気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ　異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。

エ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

オ　災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

カ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

キ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

ク　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

⑼　環境省　関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

⑽　環境省　中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

⑾　防衛省　南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6　指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、森町の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

⑴　日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

ア　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(ｱ)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(ｲ)　被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ｳ)　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｴ)　被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分

イ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

⑵　西日本電信電話株式会社（掛川支店）、株式会社NTT ドコモ東海支社

ア　公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策

イ　公衆電気通信の特別取扱い

ウ　気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）

エ　防災関係機関の重要通信の優先確保

オ　被害施設の早期復旧

カ　災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

⑶　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

イ　血液製剤の確保及び供給のための措置

ウ　被災者に対する救援物資の配布

エ　義援金の募集

オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

カ　その他必要な事項

⑷　日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

⑸　中日本高速道路株式会社（東京支社）

ア　管轄する道路の建設及び維持管理

イ　交通状況に関する関係機関との情報連絡

ウ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施

エ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

⑹　東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア　鉄道防災施設の整備

イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

ウ　災害時の応急輸送対策

エ　災害時における応急救護活動

オ　応急復旧用資材等の確保

カ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導

キ　被災施設の調査及び早期復旧

⑺　日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

ア　災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行

イ　災害時の応急輸送対策

⑻　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

ア　電力供給施設の防災対策

イ　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報

ウ　災害時における電力供給の確保

エ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報

オ　被災施設の調査及び復旧

⑼　KDDI 株式会社（ネットワーク浜松支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

⑽　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

⑾　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

ア　町からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

イ　被災地の復旧・復興を支援するため事業活動の早期再開

⑿　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、２次基地から充填所へのLPガスの配送

7　指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域

防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、森町の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

⑴　土地改良区（太田川上流部土地改良区、一宮土地改良区）

ア　土地改良施設の防災計画

イ　農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）

ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

エ　消防機関が行う消火活動への協力

⑵　一般社団法人静岡県 LP ガス協会（西部支部袋井地区）

ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

イ　被災施設の調査及び復旧

ウ　需要家へのガス栓の閉止等の広報

エ　必要に応じた代替燃料の供給の協力

⑶　天竜浜名湖鉄道株式会社

ア　鉄道防災施設の整備

イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

ウ　災害時の応急輸送対策

エ　被災施設の調査及び復旧

⑷　一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）、一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合県タクシー協会（袋井タクシー）

ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

イ　災害時の応急輸送対策

⑸　民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

⑹　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、

ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

⑺　一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路、交差点等での交通整理支援

⑻　公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

⑼　一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、森町の行う防災活動に協力するものとする。

⑴　森町消防(水防)団

ア　災害予防、警戒及び災害応急活動

イ　災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動

ウ　予警報の伝達

エ　その他災害現場の応急作業

⑵　磐周医師会（森町医会）・磐周歯科医師会（森町歯科医師会）

医療救護施設等における医療救護活動の実施

⑶　森町商工会

ア　町が行う商工業関係の被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

⑷　遠州中央農業協同組合（森支店及び町内各支店）

ア　農林水産物の被害調査についての協力

イ　災害時における農産物の確保

ウ　農林水産物等の災害応急対策についての指導

⑸　森町森林組合

ア　森林及び林産物被害調査

イ　共済事業による給付業務

⑹　森町建設事業協同組合、森町建築工業組合、森町水道指定工事店組合

災害時における応急復旧対策についての協力

⑺　自主防災組織

ア　町の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ　住民に対する情報の連絡、収受

ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力

エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

⑻　防災上重要な施設の管理者

ア　所管に係る施設についての防火管理

イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ　当該施設に係る災害復旧

9　自衛隊

⑴　陸上自衛隊東部方面隊第１師団第 34 普通科連隊

ア　災害時における人命及び財産保護のための救援活動

イ　災害時における応急復旧活動

⑵　海上自衛隊横須賀地方総監部

ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動

イ　災害時における応急復旧活動

⑶　航空自衛隊第１航空団（浜松基地）

ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動

イ　災害時における応急復旧活動

第４節　町の自然的条件

１　位置及び境域

⑴　位置

森町は、静岡県の西部、中東遠地域のほぼ中央に位置している。

東　経　137 度 55 分 37 秒

北　緯　 34 度 50 分 08 秒

標高最高（最北端）　941m

標高最低（最南端）15.4m

⑵　面積、人口、世帯数

面　積…… 133.91 ｋ㎡（東西…13 ㎞　南北…24 ㎞）

人　口…… 17,563 人　（令和４年４月１日現在、外国人登録含む。）

世帯数……　6,639 世帯（令和４年４月１日現在、外国人登録含む。）

⑶　境域

東は掛川市と島田市に、南は袋井市に、西と北は磐田市、浜松市にそれぞれ接している。

２　地形の特徴

森町の地形は、東西に狭く南北に長い地形で、赤石山系に属し、山稜がそれぞれ扇状に形成され、森町北部を源とする三倉川と吉川が合流し、太田川となり磐田市を経て太平洋に注がれている。また、町はおおむね北部の森林地域、中部の市街化地域及び南部の田園地域に分かれている。

３　地質の概要

泥岩・泥質砂岩の互層を主とする三倉層群の範囲が北部の山地に広く分布し、一部に犬居層群がはさまる。倉見層群・掛川層群の砂岩・泥岩は丘陵を構成する。町内を貫流する太田川の低地は砂層・砂泥の沖積地で自然堤防は砂礫層となっている。

４　気候

静岡県内は、気候は全般的にきわめて温和であり、恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気象の変化は激しく、雨量、風、波浪等による異常気象も現れやすい。

本町の気候は、年間を通じて温暖でおだやかであるが、夏は、南からの季節風のため、高温多雨で雨が多く降り、冬は、「遠州のからっ風」と呼ばれる西からの風が吹き、乾燥した晴れの日が続く。

年間の日照時間は、2,200 時間前後であり、全国的に最も長い地域の一つとなっている。

年間平均気温……15.6 度　　年間最高気温……36.8 度

年間最低気温……−3.7 度　　年間総降水量……2,268.5㎜

（「森町の統計」平成 29 年度版より）

第５節　町の社会的条件

森町の中心市街地では、商店の減少や住宅地の空洞化が目立ってきている。また、北部の三倉、天方地区は人口の減少により次第に過疎化が進みつつある。一方、南部の園田、飯田地区では新しい住宅地や工業団地が形成され、町の中心は徐々にではあるが、南下の傾向を示している。さらに、太田川ダムや新東名高速道路が整備され、町のすがたが大きく変わろうとしている。

今、私たちを取り巻く社会経済環境を見ると、少子・高齢社会の本格的な到来や、国際化、高度情報化の進

展、地球規模での環境保全意識の高まり、さらには、価値観の多様化と個性の重視など、これまでに経験したことのない大きな変革の時代を迎えている。また、本格的な地方分権の推進に併せて、新たな制度やその基盤整備を進めるとともに、これまでの枠組みや概念をこえた新しい社会システムの構築が求められている。

また、デジタル技術の発達により、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

これら変動する社会経済情勢に対応するため、本町の災害対策を進める上での重要項目は次のとおりである。

1　区画整理事業等による都市基盤整備
2　道路交通網の整備
3　河川改修及び河川環境の整備
4　公園施設の計画的な整備
5　上水道施設の整備
6　下水道施設の整備
7　し尿・ごみ処理施設の整備
8　防災施設の整備
9　地域防災組織の強化
10　福祉・保健・医療施設の整備及び制度の充実
11　地域住民のボランティア活動への参加

第６節　予想される災害と地域

1　風水害の災害履歴

本町の風水害における大きな災害は以下のとおりである。

⑴　明治 44 年 8 月 4 日　台風による災害

飯田村では太田川洪水のため、橋梁流失２箇所、山崩れ２箇所、田畑の被害は甚大であった。一宮村でも堤防決壊 31 箇所、山崩れは数え切れないほど生じた。

⑵　昭和 34 年 9 月 26 日　台風 15 号（伊勢湾台風）

台風は硫黄島西方海上で第１級の台風に発達し、北北西から北に進み 26 日午後６時 30 分ごろ紀伊半島南部に上陸した。この時の中心気圧は 929.5hpa であったが、上陸後もあまり勢力が衰えず、岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖へ去った。26 日夕刻ごろから風雨が強まり、最大風速は御前崎 SW35.6m/s・石廊崎 SW29.2m/s・浜松 SSW26.4m/s を観測し、所々に突風が発生した。雨は 26 日午後４時から 12 時にかけて強く降り、山岳方面で１時間降雨量は 30～35 ㎜に達し、大井川、天竜川中流域で 200～350 ㎜、また台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。家の全半壊や浸水、田畑の冠水、道路の決壊など各地に被害があり、特に県西部に多かった。三倉の大府川畔で全半壊家屋が多かった。また道路は周智トンネルなど各所で寸断、交通途絶した。

⑶　昭和 37 年 9 月 4 日　豪雨

太田川上流大河内で４日 2～3 時の 1 時間雨量 119㎜ の豪雨があった。太田川は増水して、土砂崩れ、浸水により家屋に被害を生じた。

⑷　昭和 49 年 7 月 7 日～8 日　台風８号及び梅雨前線による災害（七夕豪雨）

沖の鳥島付近の海上で発生した台風８号は次第に北上して、４日には沖縄の西方海上で中心気圧945hpa に発達し大型台風となり、７日には中心気圧 985hpa となって日本海へ入った。その後、台風８号の東進と共に今まで停滞していた強い雨雲もゆっくり東進を始め、７日 15:00 ごろには西部地方に達し豪雨が始まった。この強い雨雲域の通過には７時間～10 時間を要し、天竜－静岡－三島を結ぶ経路をとったため、この線上の各地では記録的な豪雨となった。８日 8:00 ごろには一応降雨の終息をみたが、この集中豪雨により多くの被害を受けた。森町の被害は、死者１人、負傷者５人、全壊 1 戸、半壊 2 戸、流失 9 戸、床上浸水 217 戸、床下浸水 494 戸、冠水田畑 35.47ha、決壊道路 49 箇所、橋梁 8 箇所、堤防 8 箇所、山崩れ 86 箇所であった。

⑸　令和 4 年 9 月 23 日～24 日　台風 15 号及び線状降水帯による災害

高知県室戸岬沖 300 キロメートル付近で発生した台風 15 号は北から北東へ進路を変え静岡県に接近し、大気の状態が非常に不安定となり、これに加え台風の動きが比較的遅く、同じ地域に継続して猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。西部地域では 23 日夜のはじめ頃から 24 日未明にかけて猛烈な雨となり、町内での累積雨量は、太田川ダム観測点で 14 時間に 384 ミリ、最大時間雨量は三倉観測点で 80.5 ミリを記録した。森町の被害状況は、住宅関係で半壊１戸、床上浸水 24 戸、床下浸水 53 戸、住宅への土砂流入 15 戸、農業関係で農地 20 箇所、農業用水・排水 27 箇所、農道 14 箇所、林道・治山 62 箇所、道路河川関係で道路 204 箇所、河川 140 箇所、水道施設は上水道で２町内会３戸、簡易水道１施設、三倉簡水断水 68 戸、飲料水供給施設 18 施設、断水 14 戸であった。

２　風水害の誘因

森町は、地形的に三倉の山間地から太田川流域の平野部へと続くため、台風に伴う暴風雨、低気圧・前線に伴う集中豪雨及び冬の季節風による強風の影響を受けやすい地域となっている。

また、町の中央を南北に流れる太田川やその支流である中小河川が数多くあり、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

３　地震による災害履歴

⑴　宝永地震　1707 年（宝永４年）10 月 28 日　M＝8.4　震央＝五畿七道

全県下に被害が生じた。沿岸に大津波、東海道沿いで震度６

⑵　安政東海地震 1854 年（安政元年）12 月 23 日　M＝8.4　震央＝東海・東山・南海

県下全域に被害が生じた。御前崎を中心に隆起、沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地で見られた。森町では、秋葉道中森町半潰れ、村々破れ多し、と記録が残っている。震度は森、一宮とも 5～6 であった。

⑶　東南海地震　1944 年（昭和 19 年）12 月 7 日　M＝7.9　震央＝東海沖

県中・西部に被害が大きかった。遠州灘で津波の高さ１～２m、太田川流域の住家被害率が高く、当町では森で全壊１戸、一宮で全壊 12 戸、半壊 23 戸、園田で全壊 25 戸、半壊 11 戸、飯田で全壊 12 戸、半壊 60 戸などの被害があった。三倉、天方では全半壊はなかった。各地の震度は、鴨谷、谷中、円田、中川、一宮で 6、飯田で 5～6、新町、草ヶ谷で 5 であった。

⑷　駿河湾を震源とする地震　2009 年（平成 21 年）８月 11 日　M＝6.5

2009（平成 21）年８月の駿河湾を震源とする M6.5 の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されている。

４　地震災害の誘因

太田川流域は、沖積層の粘土層が広く分布し、県下有数の軟弱地盤となっており、軟弱層の厚さは 40m

～50mに達しているところもある。

この軟弱地盤は、地震のゆれを拡大するため、被害を大きくする要因となっている。

5　山崩れ、がけ崩れ等

町内の北部は山に覆われ、急傾斜地も多く土砂災害の危険が多い。特に急峻な斜面に家々が点在する三倉、天方地区は山崩れ、がけ崩れ、地すべりによる災害は、風水害や地震等の災害時には孤立する危険も多く含んでいる。

6　火災

冬季は季節風が強く空気も乾燥するとともに、強風地域であるため、ひとたび火災が発生すると大火災の可能性を含んでおり十分な警戒を要する。

また、乾燥する冬季の山火事においては、水利の確保も困難であるため、大規模な山林火災になる可能性もある。

7　交通災害

新東名高速道路の開通に伴い、町内の重要路線は、交通量の増加に伴い交通事故多発の傾向にある。

8　原子力災害

御前崎市に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、当町は万一の事故を想定した災害対策が必要である。

県は、平成24年6月県地域防災計画に、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を踏まえ、ＵＰＺ（緊急防護措置を準備する区域）として当町の一部地域が含まれた。

このため、発電所内での事故等が発生した場合には、町民に対し適切な広報・情報伝達が必要である。

第２章　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的として、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

総則

・この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的として、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

・県及び町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

・県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

・町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
・県及び町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
・県、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第１節　河川災害予防計画

１　現況

町内の河川については、河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の整備及び水防計画を樹立し、水害発生の防止を図っている。

太田川水系は、逐次川幅の拡幅、堤防の補強等整備がなされているが、太田川の支流である町内中小河川は、宅地の開発、流域の都市化による流量の増加により台風、集中豪雨時に、低地部において溢水、浸水等の水害が発生する場合がある。

⑴　重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料（5-5-6）のとおりである。

⑵　河川水位観測地点

町内７箇所に、洪水の早期発見及び災害予防のため、量水標による河川水位観測地点を設置している。（資料 4-4-6）

２　計画の内容

⑴　河川整備の推進

ア　県管理河川については、護岸工事などの河川整備を関係機関に働きかけ、治水対策の充実を促進する。

イ　町管理河川については、計画的に河川整備を進めるとともに、適切な河川の維持管理に努める。

なお、河川の整備にあたっては、安全性の確保を図りながら、自然環境や景観に配慮した親水性の高い河川整備に努める。

⑵　雨水対策の推進

大雨などによる市街地の浸水箇所の解消を図るため、雨水貯留施設設置事業の検討を進める。

⑶　管理的対策の推進

河川管理施設の有する能力の適切な維持、管理を行うため、以下の対策を進める。

ア　河川等の浚渫、清掃を進める。

イ　ごみ等不法投棄の防止を図る。

ウ　堰、水門、樋門の管理体制の明確化を図る。

エ　河川のパトロールを強化する。

⑷　浸水想定区域の指定と通知

県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

また、県又は町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場所に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては、関係市町の長に通知するものとする。

⑸　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

ア　町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時　（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

イ　町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

(ｱ)　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(ｲ)　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

ウ　上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

(ｱ)　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所有地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、洪水等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

(ｲ)　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(ｳ)　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

(ｴ)　県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(ｵ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

エ 町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

オ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

⑹ 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組み等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

⑺ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 情報の収集

洪水の予測等に活用するため、町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報等）の確認・把握に努める。

イ 情報伝達方法及び伝達事項

(ｱ) 伝達方法

第３章「災害応急対策計画」第４節「通信情報計画」及び第５節「災害広報計画」により伝達する。

(ｲ) 伝達事項

a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の主旨

b 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名

c 避難所（所在地、名称、受入人員）

d 避難経路及び誘導方法

e その他必要と認める事項

ウ 警戒又は避難を行うべき基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、「避難情報の判断・伝達マニュアル（風水害・土砂災害編）」によるものとする。（資料 7-7-5）

エ 避難、救助

本編 第３章 第７節「避難救出計画」のとおりとする。

オ 「洪水時等に対する防災訓練」の実施

町は県と連携して、「洪水時等に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

カ　要配慮者利用施設等

浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの名称及び所在地については資料編（4-4-18）のとおりである。

第２節　道路、橋りょう災害防除計画

１　現況

⑴　道路の現況

令和４年３月 31 日現在（単位：m）

道路種別	路線数	実延長	内　訳		内　訳	
			改良済	改良率	舗装道	舗装率
県道(主要地方道)	5	53,516	41,353	77.3%	53,516	100%
県道(一般)	7	26,737	20,726	77.5%	26,737	100%
町　　道	909	374,167	181,594	48.5%	330,802	88.4%
計	921	454,420	243,673	53.6%	411,055	90.5%

⑵　橋りょうの現況

令和４年３月 31 現在（単位：m）

総　数		県　道		町　道		交通制限橋	
橋　数	橋　長	橋　数	橋　長	橋　数	橋　長	橋　数	橋　長
414	6,501	127	2,996	286	3,499	24	153

２　計画の内容

⑴　都市計画道路の整備

ア　町内の道路交通体系の骨格となる都市計画道路の整備を進める。

イ　都市計画道路の整備にあたっては、広域幹線道路や生活道路との交差点改良などを進め、円滑な道路交通ネットワークの形成を進める。

⑵　町道の改良、維持、補修

ア　幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、公共広域施設へのアクセスなどを考慮して、優先度の高い路線から計画的に町道の整備を進める。

イ　道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な交通を確保するため、側溝整備、舗装補修などの維持管理を行う。

⑶　道路環境の整備

ア　子供や高齢者、障がいのある人なども安全に道路を利用できるように、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの整備を進めるとともに、横断歩道や信号機などの設置を促進し、交通安全施設の充実を図る。

イ　街路への植栽や案内標識などの適切な配置を進め、快適な道路環境の整備に努める。

⑷　道路交通危険箇所の解消

ア　道路パトロールを強化し、道路交通危険箇所を早期に把握するとともに、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努めるとともに、災害が発生した場合は、早急に交通道路確保のための応急措置を実施する。

イ　土質等の調査結果、交通量の変化、道路敷外からの落石に対する措置及び地形の変化等を懸案し、交通危険個所の解消を図る。

⑸　落橋防止対策

橋りょうなどの点検を行い、災害発生のおそれのある箇所については、落橋防止対策事業等を実施する。

⑹　道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第３節　土砂災害防除計画

１　現況

本町は、北部に高い山岳が連なり、南部に平野部が広がっていることから、第１章第６節に述べたとおり、自然条件のもとでは土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が多数発生することが予想される。

このため、土砂災害による被害防止のため、県において急傾斜地崩壊危険区域を指定し、法面工、擁壁工等急傾斜の崩壊防止工事の実施を推進している。

一方、区域指定箇所以外の危険個所についても、災害防止工事による安全の確保が望ましいが、工事予算が確保できないのが現況である。

このため、土砂災害から町民の生命と財産を守るために、町民の早期避難等を促進し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

⑴　本町における土石流危険渓流は、資料（5-5-2）のとおりである。

⑵　本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、資料（5-5-1）のとおりである。

⑶　本町において、地すべり危険箇所は、資料（5-5-3）のとおりである。

⑷　本町において、土砂災害（特別）警戒区域は、資料（5-5-4）のとおりである。

２　計画の内容

⑴　砂防事業の推進

土石流危険渓流等の河川改良、改修により、流路内において流出土砂の調節をし、河床の安定を図る。

⑵　急傾斜地の防災対策の推進

区域指定急傾斜地における崩壊対策事業を早期に進めるとともに、その他の危険箇所についても調査を行い、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制の整備を進める。

⑶　土砂災害警戒情報の提供と活用

県と静岡地方気象台は、住民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して共同で土砂災害警戒情報を発表する。

ア　県は、町長に対して土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル４に相当）を通知するととも

に、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

イ　町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

ウ　町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

エ　町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

⑷　警戒措置

ア　防災パトロールの実施

山・がけ崩れ等の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるため、平素から危険予想箇所の実情を把握するためパトロールを実施する。

イ　避難措置の徹底

(ｱ)　地域住民は、当該危険箇所の状況を常に把握するとともに、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所に避難する。

(ｲ)　町は、気象情報・注意報・警報、降水量、区域内の状況により、危険個所の警戒巡視及び地域住民に対する避難準備の広報を実施するほか、避難指示及びその他町長が必要と認める事項を実施する。

⑸　土砂災害防止法の施行

ア　土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

イ　土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。県は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

ウ　情報の収集

急傾斜地の崩壊等の危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し土砂災害の予測等に活用するため、町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

エ　情報伝達方法及び伝達事項

(ｱ)　伝達方法

第３章「災害応急対策計画」第４節「通信情報計画」及び第５節「災害広報計画」により伝達す

る。

(ｲ) 伝達事項

a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の主旨

b 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名

c 避難所（所在地、名称、受入人員）

d 避難経路及び誘導方法

e その他必要と認める事項

オ 警戒又は避難を行うべき基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、「避難情報の判断・伝達マニュアル（風水害・土砂災害編）」によるものとする。（資料 7-7-5）

なお、警戒避難基準には、湧水等前兆現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知させる。

カ 避難、救助

本編 第３章 第７節「避難救出計画」のとおりとする。

キ 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

ク 要配慮者利用施設

警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる当該要配慮者利用施設の名称及び所在地は資料編（4-4-18）のとおりである。

⑹ 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ 町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

エ 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

⑺ 土砂災害警戒区域等の周知

町は県と協力し、住民への土砂災害危険箇所図の配布や土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行

い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

⑻　避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めるものとする。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

⑼　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第４節　山地災害防除計画

１　山地災害危険地区対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い「山地災害危険地区」について、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

２　治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

３　総合的な山地災害対策

⑴　毎年度、６月１日～15 日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

⑵　山地災害危険地区の情報を町民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取り組みを進める。

⑶　本町において、山地災害危険地区は、資料（5-5-5）のとおりである。

第５節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、土地改良事業の推進に並行して各種事業を積極的に進めている。

１　ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

町内に存在する防災重点農業用ため池について、年一回程度管理者による定期的な点検を行い、決壊の危険性を早期に把握するものとする。

さらに、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

なお、町内のため池（農業用以外のため池も含む。）は、資料（5-5-9）のとおりである。

第６節　通信施設等整備計画

１　主旨

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するための重要な業務であり、災害時にその機能を有効に発揮できるように、これら施設の整備点検を図るとともに、設備の充実を図ることを目的とする。

２　無線通信施設の現況

⑴　防災行政無線（静岡県防災局通信管理室）

ア　地上系、衛星系　　一式

⑵　同時通報用無線（森町）　　資料（2-2-4）

ア　親局　　１局

イ　子局　　19 局

ウ　戸別受信機　6,170 台

⑶　移動無線　　資料（2-2-5）

ア　基地局　　2 局

イ　車載　　17 局

ウ　半固定局　　25 局

エ　携帯局　　94 局

３　通信サービスによる防災対策

⑴　指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備するなど多様な手段の確保に努める。

⑵　防災機関の通信確保及び避難地等特設公衆電話の事前配備

主要防災機関の通信が被災した場合には、最優先で復旧を図る措置を定めるとともに、避難者の緊急連絡用として避難地等特設公衆電話を事前配備している。

⑶　災害用伝言ダイヤル「１７１」

NTT では、災害時の電話回線のふくそうの緩和施策として、災害時に限定して（震度６弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービス提供を行う。

伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「１７１」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

４　通信施設整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、同時通報用無線、移動無線、消防無線等の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線等の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。

５　被災者等への情報伝達手段の整備

⑴　県及び町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとす

る。

⑵　町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

第７節　火災予防計画

１　主旨

各種災害の予防及び防除に対処するため、町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

２　消防体制の整備

⑴　消防組織の確立

町は、町内の各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用に万全を期するものとする。

⑵　消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

⑶　消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、町を取り巻く社会環境は、複雑多様化している。町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期すものとする。

⑷　消防力の現況

町における消防力の現況は次のとおりである。

消防防施設の状況

令和５年４月１日時点

区分	消防車	タンク車	救急車	可搬ポンプ	可搬ポンプ積載車	その他の車両
森分署	1	1	1	1		1
消防団	8				8	3

貯水槽の状況

令和５年４月１日時点

区分	1～20t未満	20～40ｔ未満	40ｔ以上	基準合計	基準外計	総　計
防火水槽	19	38	50	50	57	107
内耐震性			40	40		40

消火栓の状況

令和５年４月１日時点

区分	75㎜	100㎜	125㎜	150㎜以上	基準計	基準外計	総　計
消火栓	54	90		103	163	84	247

⑸　消防職員・消防団員の活性化

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、町が行う一般教育訓練を実施するものとする。

⑹　消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。町は、消防団の施設・装備の整備、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

⑺　緊急消防援助隊の受援体制

県及び町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

3　火災の予防対策

⑴　建物の不燃化の指導

県及び町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

⑵　消防用設備等の整備

県及び町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

⑶　防火管理体制の整備

県及び町は、社会教育施設，病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、防災管理体制の確立を図る。

⑷　防火対象物の火災予防

県及び町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

4　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

⑴　林道（防火道）等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備を促進する。

⑵　予防設備の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

⑶　県及び市町は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

5　火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第１項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

なお、火災警報の発令基準は、次のとおりである。

⑴　火災気象通報の基準

対象地域	実　施　基　準
概ね市町単位 （二次細分区域）	・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・毎朝（５時頃）、24時間以内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 ・注意すべき事項は３つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

⑵　町長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により町長に伝達する。

⑶　火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第８節　防災資機材等整備計画

1　主旨

災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に備えて防災資機材等を整備し、その機能を十分発揮させ、防災活動の円滑な実施を図る。

また、県及び市町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

2　水防に必要な資機材の整備

町内の水防を十分に果たすため水防に必要な資材、機材を備蓄しておくものとする。その基本は県水防計画書に定めた「水防倉庫に備蓄する資機材の基準」によるものとし、森町水防計画に定めたものについてはその数量とする。点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防倉庫、資機材は資料（4-4-5）のとおりである。

3　消防等に必要な機械器具の整備

町民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減するため必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備にあたっては国で定める消防力の基準を目標とする。これら機械器具は、常時点検整備を行ない万全を期するものとする。消防団の保有する機械器具は、資料（4-4-2）のとおりである。

4　消防水利の整備

いつ、いかなる地域においても消防機関が迅速かつ的確に消防力を行使できるよう、消防水利整備計画の見直しを図り、耐震性防火水槽及び消火栓の設置を計画的に進めるとともに、河川等の自然水利の活用方法の検討を行う。なお、消防水利の現況は、資料（4-4-3）のとおりである。

5　町における防災資機材の整備

町で保有する防災資機材は、拠点防災倉庫、コミュニュティ防災センター、各避難所等の防災倉庫に保管してあり、資料（4-4-13）のとおりである。防災訓練時等において職員への操作方法の熟知を兼ねた点検を実施するとともに、年次計画により順次整備充実を図るものとする。

6　自主防災組織における資機材の整備

町は、自主防災組織が災害時にその機能を発揮できるよう、防災資機材等の配備を行うとともに、各自主防災組織の整備状況の点検、指導を行う。

7　ヘリポートの整備

防災ヘリコプターの活用に資するため、選定したヘリポートについて、町及び県は確実に使用できるよう努めるものとする。

第９節　危険物施設保安計画

1　主旨

町内における危険物製造所等の現状を把握して災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2　施設の現況

危険物製造所等の施設の現況は、資料（5-5-10）のとおりである。

3　予防査察

⑴　消防本部（署）は、それぞれ製造所、取扱所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所、販売所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。

⑵　監督機関及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。

⑶　危険物規制行政は、監督機関及び関係機関の指導助言を受けて消防本部（署）において行う。

⑷　監督機関及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。

⑸　監督機関及び関係機関は、消防本部（署）に化学消火機材等の整備をする。

4　保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対して保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第 10 節　ガス保安計画

1　主旨

簡易ガス（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2　ガス事業の現況

簡易ガス事業者（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料（5-5-10）のとおりである。

3　ガス保安体制の整備

⑴　防災計画の作成等

ガスによる災害を防止するため、簡易ガス事業者は「災害対策基本法」の規定に準ずる防災計画を作成し、県及び町に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

⑵　保安規程の写しの提出

簡易ガス事業者は、「ガス事業法」第30条及び第37条の規定による保安規程の写しを町及び消防本部（署）に提出するものとする。

⑶　ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア　町及び消防本部（署）並びにガス関係機関は、相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ　簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部（署）に提出する。

4　ガス保安施設の整備

⑴　ガス遮断装置の設置

簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

⑵　ガス漏れ警報設備等の設置

簡易ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

5　ガス災害の予防対策

⑴　簡易ガス

ア　簡易ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ　簡易ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ　簡易ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ　他工事業者は、他工事をするに際し、ガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ簡易ガス事業者と連絡、協議をするとともに、簡易ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

オ　簡易ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

⑵　高圧ガス

ア　高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ　町は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高

圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ　防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ　県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等による PR を行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

オ　消防本部は、液化石油ガス設備工事の届出の受理及び高圧ガス消費者への立入検査を実施することにより、ガス事故発生の防止を図る。

第 11 節　道路、鉄道等災害防止計画

1　主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2　道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

⑴　安全設備等の整備

⑵　防災体制の確立（情報連絡を含む）

⑶　異常気象時の通行規制区間の指定

⑷　通行規制の実施及び解除

⑸　通行規制の実施状況に関する広報

3　鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

⑴　安全施設等の整備

ア　道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ　路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

⑵　防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

⑶　異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。中止等の基準は、資料（2-2-8）のとおりである。

⑷　運行規制の実施状況に関する広報

第 12 節　防災知識の普及計画

1　一般災害対策

⑴　主旨

災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、県及び町は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

さらに、専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努めるものとする。

また、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

⑵　普及の方法

県及び町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害や防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

ア　学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育全体を通じて防災教育の徹底を図る。

イ　職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ　広報誌等印刷物、同時通報用無線、広報車等による普及

町民等に対し、その時期に応じて広報紙等印刷物の作成配布、また同時通報用無線、広報車等による広報活動により、防災知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。

エ　映画、ビデオ、スライド、講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、学校等の施設、事業所、自主防災組織並びに町民等に対し、映画、ビデオ、スライド等の利用及び各種講演会等の開催によりその普及を図る。

オ　県・町ホームページ、県アプリ「静岡県防災」による普及

町民に対し、町及び県のホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

⑶　普及すべき内容

町は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

ア　防災気象に関する知識

イ　防災の一般的知識

ウ　町地域防災計画の概要

エ　自主防災組織の意義

オ　災害危険箇所に関する知識

カ　災害時の心得

(ｱ) 災害情報等の聴取方法

(ｲ) 停電時の心構え

(ｳ) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

(ｴ) 食料、飲料水、携帯トイレ等在宅で生活を継続するための準備

(ｵ) 避難所の適正な運営

(ｶ) その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等

(ｷ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

(ｸ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

キ　要配慮者及び男女双方の視点への配慮

⑷　職員に対する防災教育

気象、水防の知識、町の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

さらに、町県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、研修会等を通じて教育を行う。教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

2　風水害対策

⑴　主旨

原則として、前記１　一般災害編に準ずる。

加えて、町は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

⑵　講ずべき施策（風水害）

ア　浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災ガイドブック等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

イ　土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

エ　町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第 13 節　防災のため調査研究

1　実施方針

町は、森町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

⑴　町の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。

⑵　古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。

⑶　災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。

⑷　今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

⑸　要防災の程度を区分する。

⑹　要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかくなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

⑺　要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2　災害発生状況調査

区　　分	内　　容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第 14 節　防災訓練

1　主旨

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、住民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、県、市町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各

機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

2　総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織等、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、町は、総合防災訓練を行う必要がある。また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

⑴　水防
⑵　消火
⑶　交通規制
⑷　道路啓開
⑸　救出・救護
⑹　避難・誘導
⑺　通信情報連絡
⑻　救助物資輸送
⑼　避難所運営
⑽　給水・炊出し
⑾　応急復旧
⑿　遺体措置

3　防災関係者等の訓練実施

森町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。

4　救助・救急関係機関の連携

県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

5　非常通信訓練

災害時において、各地区防災拠点と町災害対策本部並びに静岡県災害対策本部西部方面本部（静岡県西部地域局）（以下、「県西部方面本部（西部地域局）」という。）、防災関係機関及び隣接市町相互における災害通報及び情報発信が、迅速かつ正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6　防災訓練のための交通の禁止又は制限

平成７年12月の「災害対策基本法」の改正により県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとなった。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置することとなっている。

7　防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第15節　自主防災組織の育成

1　主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、町、消防機関、警察署等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に広域被災が予想される東海地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2　自主防災組織の概要

⑴　組織

町内会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の３割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

⑵　編成

組織には、消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

⑶　活動内容

ア　平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、非常持出品の整備、準備、避難計画の作成等を行う。また、県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

イ　災害時の活動

町災害対策本部と各地区との連携を密にし、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援、各種台帳の整備・点検等を行う。

3　推進方法

町は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備を行う。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4　研修会等の開催

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5　地域における自主防災組織の果たすべき役割

⑴　総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する防災訓練を実施する。

⑵　他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。

⑶　要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

6　町、県の指導及び助成

⑴　地域防災指導員制度

ア　町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。

イ　県は、町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。

⑵　自主防災に関する意識の高揚

町は、県と連携して、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

7　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

ア　消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

イ　町及び県は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

8　静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

県及び町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

第16節　事業所等の自主的な防災活動

1　事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

ア　従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に努めること。

イ　自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。

ウ　発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

エ　災害応急対策又は、災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策へ協力すること。

オ　暴雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

⑴　防災訓練

⑵　従業員等の防災教育

⑶　情報の収集、伝達体制の確立

⑷　火災その他災害予防対策

⑸　避難対策の確立

⑹　救出及び応急救護等

⑺　飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

⑻　施設及び設備の耐震性の確保

⑼　予想被害からの復旧計画策定

⑽　各計画の点検・見直し

２　事業所の防災力向上促進

県及び町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町及び県は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

さらに、県及び町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第17節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、県及び町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節　ボランティア活動に関する計画

１　ボランティア活動の支援

森町災害ボランティア本部（以下「町災害ボランティア本部」とする。）で活動する県が認定した災害ボランティア・コーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施等を計画する。

２　ボランティア活動経費等の準備

町災害ボランティア本部で活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティア・コーディネーターを活用できる環境を創る。

第 19 節　要配慮者支援計画

１　主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

２　要配慮者支援体制の整備

⑴　要配慮者支援体制

町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、自主防災組織が中心となり、関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

社会福祉施設及びボランティア団体等の活動を通じ、近隣住民のネットワークを構築し、要配慮者の状況を日常的に把握するための体制を整えることが重要であるため、プライバシーには、十分配慮した上で、そうした取り組みの促進を図るものとする。

県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のため物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

⑵　要配慮者への防災知識の普及

民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、社会福祉施設、ボランティア団体等のそれぞれの活動の中で防災知識の普及を図るとともに、家具の転倒防止や防災用品の備え及び緊急時における避難方法等についての指導を行う。

⑶　避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、「 避難行動要支援者 」という ）が、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の把握に努める。

また、避難行動要支援者における避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する。

町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施も必要な限度で、袋井消防署、袋井警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが

生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

避難行動要支援者の対象要件

ア　介護を必要とされている方（要介護認定３～５）

イ　身体障がいのある方（身体障害者手帳１級又は、２級）

ウ　知的障がいのある方（療育手帳程度区分Ａ１、Ａ２又は、Ａ）

エ　精神障がいのある方

オ　難病患者

カ　家族の支援が受けられず自力避難が困難な人、町内会長・民生委員が必要と認めた人

⑷　災害時の適切な情報提供及び避難誘導等

町は、県と連携し、自主防災組織等の地域住民の協力を得て、ハンディキャップの状況、程度に応じた情報伝達方法、搬送方法、避難誘導方法等を事前に検討し、防災訓練時等を通じてその確認を行うとともに、地域ぐるみの支援体制の確立を図る。

⑸　要配慮者の特性を配慮した避難施設等の整備、避難所での措置等支援体制

ア　様々なハンディキャップに配慮した各種広報媒体による情報提供

イ　要配慮者のハンディキャップの条件に適合した避難所の提供及び社会福祉施設への緊急入居措置等

ウ　避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査

エ　おむつ、ポータブル便器等生活必需品の供与

オ　粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

⑹　防災訓練

町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加す

る防災訓練を実施する。

⑺　人材の確保

町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

⑻　協働による支援

町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

⑼　その他要配慮者に関し必要な対策

ア　ボランティア団体、手話通訳者等の協力による生活支援

イ　巡回による健康相談、栄養相談等の実施

ウ　仮設住宅の構造、使用についての配慮

エ　仮設住宅への優先的入居措置

オ　仮設住宅入居者等への慰安訪問、相談、安否確認

カ　ケースワーカーの配置及び継続的な心のケア対策

キ　インフルエンザ等感染症の防止

ク　福祉相談窓口の設置

⑽　地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑾　避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

⑿　観光客の安全確保

県は、町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

⒀　要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の管理者等は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第 20 節　住民の避難体制

1　主旨

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2　避難地等の周知啓発

町は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

3　避難地・避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

⑴　避難地

ア　避難地標識等による住民への周知

イ　周辺の緑化の促進

ウ　複数の進入口の確保

⑵　避難路

ア　沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ　落下・倒壊物対策の促進

ウ　誘導標識、誘導灯の設置

エ　段差解消、誘導ブロックの設置

4　避難所の指定、整備

町は施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることができる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

⑴　避難所の指定

避難所は、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア　町は、できるだけ危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被難者が避難生活を送るために必要な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ　町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易なあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ　町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ　町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発

生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、民間施設の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

オ　町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、簡易テント、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

⑵　２次的避難所の整備

ア　福祉避難所

(ｱ) 町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、必要な場合に社会福祉施設等を福祉避難所として指定するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

(ｲ) 町は、要配慮者の要配慮特性に応じて受け入れができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

(ｳ) 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

(ｴ) 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

(ｵ) 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　２次的避難所

(ｱ) ２次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

(ｲ) 県及び町は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

(ｳ) 県及び町は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは２次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

５　避難地、避難所等の施設管理

⑴　町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する

よう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ア　避難所の管理者不在時の開設体制

イ　避難所を管理するための責任者の派遣

ウ　災害対策本部との連絡体制

エ　自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

⑵　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡体制の構築を行う。

⑶　不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅やその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、県及び町は、施設の管理者に対して、計画作成を働きかけていく。

6　避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

⑴　町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特にハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

⑵　避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

⑶　住民等は、避難情報が出されなくとも、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

⑷　県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。

第21節　救助・救急活動に関する計画

1　救助隊の整備

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進する。

第 22 節　応急住宅等・災害廃棄物処理

1　建設型応急住宅

県及び町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

⑴森町応急仮設住宅整備計画（資料 7-7-4）のとおり

2　賃貸型応急住宅・公営住宅

県及び町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3　災害廃棄物処理

県及び市町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 23 節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内　　容
町	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、関連団体等と締結した「災害時の支援協定」等に基づき、重要施設（救護病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 ・町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・町は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
重要施設の管理者	・町及び救護病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、救護病院等の人命に関わる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・町及び上記施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

	・県、町、救護病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 24 節　被災者生活再建支援に関する計画

区　　分	内　　容
人材育成	・町は、県等が実施する住家被害の調査の担当者のための研修機会に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
実施体制の整備	・町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ア　住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 イ　応援協定の締結 ウ　応援の受入れ体制の構築

第 25 節　町の業務継続に関する計画

1　業務継続体制の確保

⑴　町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

⑵　実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2　業務継続計画等において定めておく事項

町は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

⑴　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
⑵　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
⑶　電気・水・食料等の確保
⑷　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑸　重要な行政データのバックアップ
⑹　非常時優先業務の整理

第 26 節　複合災害対策及び連続災害対策

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 27 節　避難情報の事前準備計画（風水害対策）

１　主旨

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

２　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

⑴　町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

⑵　町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

⑶　県は、町が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

３ 住民への周知・意識啓発

⑴　町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避

難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

⑵ 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第 28 節　避難誘導体制の整備計画（風水害対策）

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第 29 節　倒木被害防除計画（風水害対策）

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を検討するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第 30 節　盛土災害防除計画

県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置し、その下部組織として、現場レベルの地域部会を置く。町は県等との関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第 31 節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

県及び町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第32節　災害に強いまちづくり

県及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※１及び「グリーンインフラ」※２の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※１の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※２の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

県及び町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　総則

１　主旨

この計画は、町が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

⑴　「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号。以下、この章において「法」という。）第５条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置

⑵　法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置

⑶　法第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置

⑷　法第 68 条の２（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置

２　町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第 42 条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

３　町の行う措置

法第 50 条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき町が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

⑴　警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

⑵　消防、水防その他の応急措置に関する事項

⑶　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

⑷　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

⑸　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

⑹　清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項

⑺　犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項

⑻　緊急輸送の確保に関する事項

⑼　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

上記⑼として行う措置の例は以下のとおりである。

・発災後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次被害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

４　防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

５　この計画を理解し、実施するための留意事項

⑴　関係法律との関係

法第 10 条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

⑵　相互協力

法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

災害時に町のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける

観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

⑶　町長の要請について

町長は、町地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

連絡要請は、電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

⑷　関係者への連絡周知について

町長は、県が県地域防災計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

⑸　応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、応援に従事する者は市町村長の指揮の下に行動するものとする。

⑹　協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になりがちであるので、町、県、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア　機関名

イ　所属部課名

ウ　氏名

⑺　従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、町長は必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

⑻　標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、県地域防災計画及びこの計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

⑼　知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行うものとする。

⑽　経費負担

ア　災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものと

する。

イ　県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節　組織計画

１　主旨

この計画は、町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

２　災害対策組織

⑴　森町防災会議

ア　編成

森町防災会議条例（昭和 37 年森町条例第 13 号）の定めるところによるものとする。

イ　運営

森町防災会議条例の定めるところによる。（資料 1-1-1）

⑵　森町災害対策本部

ア　編成

災害対策本部及び非常配備編成に定めるところによるものとする。

イ　設置基準

(ｱ)　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるとき。

(ｲ)　災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき。

災害救助法の適用基準については、本章第６節「災害救助法の実施計画」による。

(ｳ)その他災害の態様等により、町長が設置を必要と認めるとき。

ウ　運営

森町災害対策本部条例（昭和 37 年森町条例第 14 号）及び森町災害対策本部運営要領（以下「町災害対策本部要領」という。）の定めるところによる。（資料 1-1-2）（資料 1-1-3）

⑶　森町水防本部

森町水防本部（以下「水防本部」という。）の組織等に関し必要な事項は、本章第 24 節「森町水防計画」の定めるところによるものとする。

ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

⑷　その他

ア　標識

本部活動を円滑に進めるため、資料（4-4-8）のとおり標識を定めるものとする。

イ　本部職員の証票

町災害対策本部職員の証票は、森町職員服務規程に基づき交付されている職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第 83 条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第３節　動員・受援計画

１　主旨

この計画は、町長が動員を指示若しくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

2　動員の実施基準

⑴　動員（要請）の時期

町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。

⑵　動員（要請）対象者

ア　町職員

イ　消防（水防）団員

ウ　警察官

エ　緊急消防援助隊等

オ　自衛官

カ　医師、歯科医師及び薬剤師

キ　保健師、助産師又は看護師

ク　土木技術者及び建築技術者

ケ　大工、左官及びとび職

コ　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

3　実施方法

⑴　町職員の動員

町職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる態勢を整備するため、各課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、概ね次のとおり措置するものとする。

ア　動員は、町長の命により防災監が行い、動員の状況を町長に報告する。

イ　各課長は、各課の実情に応じた動員の方法を定めておくものとする。

ウ　動員は、同時通報用無線及び電話等により行うものとする。

エ　動員について、各課に調整がある場合は、町長が行うものとする。

オ　職員の配備基準は、職員初動マニュアルによるものとする。

⑵　消防（水防）団員の動員

動員は原則として、消防（水防）団を統括する消防（水防）団長に対して行う。

⑶　警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、袋井警察署長に対して出動を要請する。

⑷　自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は、本章第26節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

⑸　医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む。）

医師、歯科医師、薬剤師、助産師及び看護師の応援動員に関し必要な事項は、本章第13節「医療助産計画」の定めるところによるものとする。

⑹　土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）

動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿等を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する森町建設事業協同組合に対して行うものとする。

⑺　関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合に次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

ア　指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請する。

(ｱ)　派遣を要請する理由

(ｲ)　派遣を要請する職員の職種別人員数

(ｳ)　派遣を必要とする期間

(ｴ)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ)　その他職員の派遣について必要な事項

このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(ｱ)　派遣のあっせんを求める理由

(ｲ)　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ｳ)　派遣を必要とする期間

(ｴ)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ)　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

イ　県知事等に対する応援の要求等

次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ｱ)　応援を必要とする理由

(ｲ)　応援を必要とする人員、資機材等

(ｳ)　応援を必要とする場所

(ｴ)　応援を必要とする期間

(ｵ)　その他応援に対し必要な事項

ウ　他の市町村長等に対する応援の要求

他の市町村長等とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき、応援を求めるものとする。

なお、他の市町村長等への応援の要請に関し必要な事項は、本章第25節「応援協力計画」の定めるところによるものとする。

⑻　受入体制の確立

すべての応援動員者の作業が効率的に行えるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業が効率的に行われるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとし、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

⑼　町職員の応援

ア　町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

イ　町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ　なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第４節　通信情報計画

１　主旨

この計画は、町、県並びに防災関係機関との通信系統及び町の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。また、町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。なお、事前配備態勢及び町災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面本章第 30 節「突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

２　気象予報、警報等伝達体制及び周知方法

⑴　町は気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報について、関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

⑵　気象関係業務法に基づく、気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料（2-2-6）のとおりである。

⑶　水防予警報の収集及び伝達は、本章第 24 節「森町水防計画」に定めるところによる。

⑷　災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく町または消防本部（署）又は袋井警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

３　災害通信系統等

⑴　災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため、県、町及び関係機関とを結ぶ通信系統は資料（2-2-3）による。

⑵　県から伝達される各種災害通信の受理は、県防災行政無線（ファクシミリ）により、勤務時間内においては、防災課防災係、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。なお、町災害対策本部設置後においては、町災害対策本部において受理するものとする。

⑶　町災害対策本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に連絡する。（資料 2-2-1）

⑷　通信途絶時における措置

有線通信途絶時においては、県及び県下市町間の連絡には、県防災行政無線又は防災相互無線（近隣）を利用する。

また、町内防災拠点及び防災関係機関との連絡には、防災行政無線により通信活動を行うものとする。

⑸　防災関係機関相互の連携体制の構築

県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP 4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。

4　被害状況等の報告

⑴　町長に対する報告

ア　災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確実かつ迅速に実施する基礎となるものであることから、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して、町長に報告するものとする。

被害状況の報告事項は、次のとおりとする。

(ｱ)　災害の原因

(ｲ)　災害が発生した日時

(ｳ)　災害が発生した場所又は地域

(ｴ)　被害の程度

(ｵ)　災害に対してとられた措置

(ｶ)　その他必要な事項

イ　袋井警察署長は、災害情報を町長に報告する。

⑵　知事に対する報告等

ア　被害速報（随時）

町長は、災害が発生したときから応急処置が完了するまで、別表に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、＜被害速報（随時）＞により、県西部方面本部（西部地域局）長を経て、県本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県西部方面本部（西部地域局）長に報告する。ただし、県西部方面本部（西部地域局）長に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び県西部方面本部（西部地域局）長にも報告する。

イ　定時報告

町長は、定められた時間に県西部方面本部（西部地域局）長に定時報告をする。町長は可能な限り最新の被害状況を別表＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。

ウ　確定報告

町長は、被害状況確定後速やかに別表＜災害定時及び確定報告書＞により県西部方面本部（西部地域局）長を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。

エ　知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

⑶　内閣総理大臣に対する報告

法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、

ア　県が災害対策本部を設置した災害

イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的に影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生する恐れのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。なお、内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

報告基準は次の基準に該当するものとする。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

エ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ　その他災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平　日 (9:30～ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	Fax	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	Fax	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

⑷　町防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、町防災会議に報告するものとする。

⑸　被害の調査（り災台帳）（り災証明書）

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。

第５節　災害広報計画

１　主旨

災害時において、町民に必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

また、県、町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2　広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき、避難地の住民及びその他の者に対して次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

⑴　気象、地象、水象に関する情報

⑵　道路交通状況

⑶　交通機関の状況

⑷　電気、ガス、上・下水道の状況及び復旧見込み

⑸　その他、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項、生活関連情報

3　情報収集及び広報方法

⑴　災害広報体制の確立

ア　災害が発生した場合、町災害対策本部各班は、それぞれの所管する項目における被災地等の状況を分担又は協力して写真機、ビデオカメラ等により取材記録するとともに、被害状況を町長に報告する。

(ｱ)　土木災害の状況

(ｲ)　農業災害の状況

(ｳ)　教育施設の災害状況

(ｴ)　水道施設の災害状況

(ｵ)　り災証明、町税の減免措置等に関係する災害状況

(ｶ)　その他町管理施設又は所管事項に関する災害状況

(ｷ)　全般的災害状況

イ　情報班は、町災害対策本部の各地区、県、防災関係機関から災害情報及び被害状況等を収集し、総括班に引き継ぐ。

ウ　総括班は、情報班からの情報をまとめ、町長に報告するとともに、上記アの各班からの報告内容を含めた各種情報の連絡調整を行い、関係各部、各班、各地区、県、防災関係機関等への必要な措置に関する指示及び協力要請を行う。

また、総括班は、各種情報を整理、集約する。

また、町災害対策本部の地区防災拠点施設等に対しては、情報班と連携して、防災行政無線、電話、Fax 等により連絡するものとする。

⑵　報道機関に対する情報発表

ア　報道対応責任者

町（町災害対策本部）が報道機関に対し対応する場合の総括責任者は、防災監とする。

イ　情報発表内容等

(ｱ)　収集された災害情報及び被害状況の提供

(ｲ)　町の災害対策における重点事項及び要請事項

(ｳ)　報道機関の取材及び放送依頼に対しての協力

ウ　情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、庁内の適当な場所に設置する報道機関詰所兼臨時共同記者会見

場にて行う。

ただし、比較的被害の少ない災害においては、防災監の判断により個別に情報発表を行うものとする。

⑶ 町民等に対する情報発表

停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮するものとする。

ア 町の広報媒体の活用

町（町災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を町民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

(ｱ) 同時通報用無線による広報

(ｲ) 広報車（消防団車両を含む。）等の現地派遣

(ｳ) 「広報もりまち」への掲載

(ｴ) チラシ類の作成

(ｵ) 災害記録写真グラフ等の発刊

(ｶ) インターネット・パソコン通信

(ｷ) その他

イ 自主防災組織等の活用

各自主防災組織及び避難所等への避難住民等に対する情報提供及び要請事項等については、町災害対策本部の地区からそれぞれの連絡責任者を通じて連絡するとともに、必要事項については、掲示等の措置をするよう依頼する。

⑷ 県に対する広報の要請

県に対して県広報媒体（ラジオ、テレビ放送、インターネット等）による広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて県西部方面本部（西部地域局）を通じて行う。また、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を利用したメディアの活用も同時に図る。

⑸ 県及び外部機関からの広報事項の受領

町（町災害対策本部）は、県及び外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。ただし、町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

⑹ 報道機関からの災害記録写真の収集

町（町災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

4 被災者の安否に関する情報の提供等

町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

5 経費負担区分

⑴ 広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。

⑵ 県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

⑶　報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

第６節　災害救助法の適用計画

１　主旨

この計画は、「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする 。

２　災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第１条に定めるところによるが、町において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

⑴　町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が 50 世帯以上であるとき。

⑵　県の区域内において、2,500 世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内の人口に応じ、前記⑴の半数(注：25 世帯)以上の世帯の住家が滅失したとき。

⑶　県の区域内において、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

⑷　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

３　被害世帯の算定基準

⑴　被害世帯の算定

前記２の⑴～⑶に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

⑵　住家の滅失等の認定

ア　滅失（全壊・全焼・流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

イ　半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ｱ)　損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上、50%未満のもの

ウ　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの

(ｱ)　前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

(ｲ)　土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

⑶　世帯及び住家の単位

ア　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ　住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

4　災害救助法の適用手続

町長は、町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該被害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

5　災害救助法事務

災害に際し、町における被害が、前記「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び機関について通知を受ける。

⑴　避難所の設置及び収容

⑵　炊出し、その他による食品の給与

⑶　飲料水の供給

⑷　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

⑸　医療及び助産

⑹　り災者の救出

⑺　り災者の住宅の応急修理

⑻　学用品の給与

⑼　埋葬

⑽　遺体の捜索

⑾　遺体の処理

⑿　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6　費用の限度額

費用限度額は資料（4-4-10）による。

7　一時繰替支弁

町は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

8　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第７節　避難救出計画

1　主旨

この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、町及び県の実施事項を明確にすることを目的とする。

2　避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ず

る。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容については、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、町があらかじめ定めるマニュアルや計画に沿った避難支援に努めるものとする。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難するものとする。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

⑴　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。また、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア　避難情報により立退き避難が必要な住民等に求められる行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル１	早期注意情報（警報級の可能性）※１ 【気象庁が発表】		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。
警戒レベル２	大雨注意報・洪水注意報 【気象庁が発表】	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難 【町長が発令】	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保する。

		報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示 【町長が発令】	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５	緊急安全確保 【町長が発令】	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※２ ・(大雨特別警報(土砂災害))※２	命の危険　直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注１ 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注２　町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注３　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注４　「早期注意情報(警報級の可能性)」は、５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

注５　※２の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報［洪水］や警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕と

して運用する。ただし、町は警戒レベル５の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

⑵　実施者

ア　緊急安全確保、避難指示

(ｱ) 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第 60 条）。

(ｲ) 知事又はその命を受けた職員は、洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）。

(ｳ) 警察官、海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第 61 条）。

(ｴ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第 94 条）。

(ｵ) 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条）。

(ｶ) 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(ｷ) 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ　「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

⑶　住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、L アラート（災害情報共有システム）、携帯メール・LINE、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものと

する。

⑷　避難者の誘導等

ア　町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ　避難路の確保

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

⑸　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

ア　警察官、自衛官の代行

警察官又は自衛官は災害対策基本法第63条第２項、第３項の規定により町長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官又は自衛官は、直ちにその旨を町長に通知する。

イ　知事による代行

知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第１項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

3　被災者の救助

⑴　人命救出活動の基本方針

ア　救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。

イ　県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。

ウ　県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

エ　町は、町内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ　自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ　自衛隊の救出活動は、地震対策第６編第５章「広域応援要請」の定めるところにより行う。

キ　救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

⑵　森町

ア　町長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。

イ　町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ｱ)　応援を必要とする理由

(ｲ)　応援を必要とする人員、資機材等

(ｳ)　応援を必要とする場所

(ｴ)　応援を必要とする期間

(ｵ)　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

⑶　自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ　救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

ウ　自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ　自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出を図る。

オ　救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

4　避難地への避難誘導・運営

⑴　避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため町職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

⑵　避難の方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

ア　要避難地区で避難を要する場合

(ｱ)　火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(a)　火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(b)　自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(c)　住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し、危険が予想されるときは、可能な限り集団避難方法により、避難地へ避難する。

(d)　一時避難場所へ避難した住民等は、当該一時避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに、町職員等、警察官又は自衛官の誘導のもとに、主要避難路等を経て主要避難地へ避難する。

(ｲ)　山・がけ崩れ等の危険が生じた地域の住民

山・がけ崩れ等の危険が生じた地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

イ　その他の避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所等へ避難する。

⑶　主要避難路の確保

町(消防署、消防団を含む。）は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により主要避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

⑷　避難地における業務

ア　避難地に配置された町職員等又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ｱ)　火災、山・がけ崩れ等の危険の状況に関する情報収集

(ｲ)　地震に関する情報の伝達

(ｳ)　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、連絡先等）

(ｴ)　必要な応急救護

(ｵ)　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

イ　町が設定した避難地を所有又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

⑸　避難状況の報告

「地震対策第５編 地震防災応急対策第7章 避難活動57－１ 避難対策」の項の「６ 避難状況の報告」に準ずる。

５　避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

⑴　避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難地及び避難所の設置予定場所は、資料（4-4-11-1）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

⑵　避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア　避難受入れの対象者

(ｱ) 災害によって現に被害を受けた者

ａ　住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

b 現に災害を受けた者であること

(ｲ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a 避難指示等が発せられた場合

b 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ｳ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ｱ) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(ｲ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ｳ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(ｴ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(ｵ) 避難行動要支援者への配慮

(ｶ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、簡易テント等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(ｷ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

(ｸ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ｹ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

(ｺ) 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(ｻ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

(ｼ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ｽ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

(ｾ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

(ｿ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

(ﾀ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること

(ﾁ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

(ツ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

ウ　避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

6　災害救助法に基づく実施事項

(1) 避難所の設置

ア　設置基準

原則として学校、総合センター等既存建物を使用する。既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

ウ　実施期間

災害発生の日から７日以内

ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) り災者の救出

ア　実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜し、救出する。

イ　費用の限度

救出のため必要な機械器具等の借上代等実費

ウ　実施期間

災害発生の日から３日以内

ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

7　町長の要請（要求）事項

町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に応援を要請する。

なお、自衛隊の派遣を必要とする場合は、本章第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」により、知事に自衛隊の派遣の要請の要求をする。

また、他の市町村の応援が必要な場合は、本章第25節「応援協力計画」により、他の市町村長に応援を要請する。

区　　分	内　　容	
避難の場合	①　避難希望地域 ②　避難を要する人員	④　輸送手段 ⑤　その他必要事項（災害発生原因）

	③　避難期間	
救出の場合	①　救出を要する人員 ②　周囲の状況（詳細に記入のこと） ③　その他必要事項（災害発生原因等）	

⑴　県及び町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

⑵　県及び町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

⑶　県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8　町長の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

9　避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

⑴　避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ｱ) 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(ｲ) 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ　福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

⑵　被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配

慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア　在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ　避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

10　広域避難・広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。

また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、富士山噴火に係る広域避難について、町は、「富士山火山広域避難計画」を踏まえ、発災後の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

さらに、県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県及び町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

⑴　県内市町への避難

ア　被災市町

県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。ま

た、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

イ　受入市町

広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、 他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ　県

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

⑵　県外への避難

ア　被災市町

他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮するまた、受入市町村と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ　県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

11　被災動物の救護

町は、県等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。

⑴　被災動物の保護収容

負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。

⑵　避難所のペット対策

避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。

第８節　愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。

1　同行避難動物への対応

⑴　県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

⑵　町

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

⑶　飼い主

ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも５日分、できれば７日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。

２　放浪動物への対応

⑴　県

町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

⑵　町

ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ　飼い猫の登録制度を制定する町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。

カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

⑶　飼い主

ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第９節　食料供給計画

１　主旨

この計画は災害により、日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保して支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

また、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の

対応に十分な量の備蓄をする。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　食料給与の対象者

ア　避難所に避難した者

イ　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ　被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者

⑵　対象品目

ア　主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ　副食（調味料を含む）

⑶　対象経費

ア　主食

(ｱ)　米穀販売業者及び農林水産省生産局等から購入した米穀

(ｲ)　小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

(ｳ)　小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ　副食費（調味料を含む）

ウ　燃料費

エ　雑費

器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使いすて食器等の購入費

⑷　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

⑸　実施期間

災害発生の日から７日以内

ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て期間の延長をすることができる。

3　応急食料の調達、給与の方法

⑴　応急食料給与の方法

ア　実施者

町において応急食料の調達を実施する場合、町長は、町災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。

イ　給与の方法

責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

なお、被災者用として町は防災倉庫に備蓄食糧を保管するものとする。

(ｱ)　配給品目は主食及び副食とする。

(ｲ)　配給数量は１人１日３食

ウ　対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。

エ　炊出しの実施場所

炊き出しは、避難所内又は近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力により実施する。

また、災害の状況により施設管理者の了解を得て、学校施設、民間施設等の調理設備等を利用して実施する。

オ　災害援助物資等の集積場所

資料（4-4-12）のとおり

⑵　輸送措置

調達した応急食料の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは第18節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

4　町長の要請事項

町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に調達又はあっせんを要請するものとする。

⑴　調達又はあっせんを必要とする理由

⑵　必要食料品目

⑶　必要数量

⑷　引渡しを受ける場所及び引受責任者

⑸　連絡課及び連絡責任者

⑹　荷役作業員の有無

⑺　経費負担区分

⑻　その他参考となる事項

5　交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節　衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画

1　主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

⑵　対象品目

ア　被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ　日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ　炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ　光熱材料

マッチ、LP ガス等

⑶　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

⑷　給(貸)与の期間

災害発生の日から 10 日以内

ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

3　災害救助法が適用されない場合における災害見舞金の交付

町は、火災、水害その他の自然災害により災害救助法が適用されないで災害を受けた場合、次に掲げる世帯に対し、森町災害見舞金に関する条例(平成 25 年森町条例第 4 号）の定めるところにより、災害見舞金を交付する。

⑴　死亡した場合　町民１人当たり 20 万円

⑵　住家が全壊、全焼又は流失した場合　１住家当たり 20 万円

⑶　住家が半壊又は半焼した場合　１住家当たり 10 万円

⑷　住家が床上浸水した場合　１住家当たり３万円

⑸　その他町長が認める場合　１住家当たり３万円

4　衣料、生活必需品等の調達、給(貸)与

⑴　衣料、生活必需品等の調達

ア　実施者

町において衣料、生活必需品等の調達を実施する場合、町長は、町災害対策本部より責任者を指名する。

イ　衣料、生活必需品等の輸送方法

調達した衣料、生活必需品等の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第 18 節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

⑵　衣料、生活必需品等の給(貸)与

ア　実施者

町において衣料、生活必需品等の給(貸)与を実施する場合、町長は、町災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は、各現場責任者及び担当班等と連携し、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のないようするものとする。

イ　衣料、生活必需品等の給(貸)与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給(貸)与に際して、り災状況、り災世帯の構成人員、物資の種類等を勘案し、物資配分計画を作成して実施するものとする。

なお、被災者用として町が防災倉庫に保管してある備蓄毛布は、資料（4-4-13）のとおりである。

ウ　集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等についは、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

5　町長の要請事項

町長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に調達又はあっせんを要請するものとする。

⑴　必要品目

⑵　必要数量

⑶　引渡し場所及び受取責任者

⑷　連絡課及び連絡責任者

⑸　荷役作業員の有無

⑹　経費負担区分

⑺　その他参考となる事項

6　町長の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災町からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災町へ輸送することを検討する。

県は、要請によらない場合も被災町へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

7　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第 11 節　給水計画

1　主旨

この計画は災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2　災害救助法に基づく実施基準

⑴　飲料水供給の対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

⑵　供給量及び供給期間

供給量は大人１人１日最小限おおむね３リットルとし、災害発生の日から７日以内とする。ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

⑶　費用の限度

制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。)。資料（4-4-10）のとおりとする。

3　給水実施方法

⑴　給水方法

ア　給水は給水実施計画を作成し措置する。

イ　給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に周知するものとする。

ウ　広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速を図るものとする。

⑵　運搬給水

ア　飲料水の確保が困難な地域に対して給水拠点を定め、取水拠点にて確保した飲料水を、車両等を活用して給水拠点まで運搬し、給水するものとする。

なお、給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとする。

イ　仮設給水栓等

上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設に仮設給水栓等を設置し、給水するものとする。

なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水幹線、支線上にも仮設給水栓等を設置する。

ウ　ろ水機使用による給水

町災害対策本部の各地区及び自主防災組織においては、プール及び耐震性貯水槽等から、ろ水機を使用し、飲料水を給水する。

⑶　給水順位

ア　第１順位・・・・・本章第 13 節「医療助産計画」による救護施設、防災拠点施設、福祉施設

イ　第２順位・・・・・町が指定した避難場所で、応急給水が必要なところ

ウ　第３順位・・・・・被害状況に応じ、飲料水の確保が困難な地域で地区指定給水箇所

⑷　給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、必要に応じ水道工事応援業者等に協力を求めるものとする。

⑸　水道用資機材及び浄水用薬品等の調達

水道用資機材及び浄水用薬品等の調達は、町災害対策本部が行う。

調達した水道用資機材及び浄水用薬品等の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第 18 節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

⑹　簡易水道組合が実施する応急給水活動の状況を把握し、要請があれば、必要な協力を行う。

⑺　自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

４　町長の要請事項

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に調達のあっせんを要請する。

⑴　給水対象人員

⑵　給水期間及び給水量

⑶　給水場所

⑷　給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量

⑸　給水車両のみ借上げの場合その台数

⑹　その他必要事項

５　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第 12 節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1　主旨

この計画は地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときに、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定し、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、第７節「避難救出計画」の９「広域避難・広域一時滞在」による。

2　災害救助法の規定に基づく実施事項

⑴　応急仮設住宅設置

災害救助法が適用された場合、原則として県において設置する。

ア　入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ　規模及び費用

資料（4-4-10）のとおり

ウ　整備開始期間

災害発生の日から 20 日以内に着工

ただし、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ　その他

供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

⑵　住宅応急修理

ア　修理対象者

災害のため住家が半焼又は半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ　規模及び経費　　資料（4-4-10）のとおり

ウ　修理期間

災害発生の日から１か月以内。ただし、期間内に完成できない場合は、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

エ　その他

応急修理を知事から委任を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

3　実施方法

⑴　入居者・修理者の選考

応急仮設住宅への入居者及び住宅応急修理の対象者の選考は、町災害対策本部が担当し、次により行うものとする。

ア　住宅の仮設及び修理対象者の選考を担当する。

イ　選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度町長が任命するものとする。

ウ　選考にあたっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ　選考基準

(ｱ)　生活保護法の被保護者並びに要保護者

(ｲ)　特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者

(ｳ)　特定の資産のない寡婦（夫）、ひとり親世帯

(ｴ)　特定の資産のない失業者

(ｵ)　特定の資産のない勤労者、中小企業者

(ｶ)　前各号に準ずる経済的弱者

オ　その他

応急仮設住宅への入居者の選考において、高齢者等であって、日常の生活上特別に配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）以外の場合、１箇所に高齢者等が集中しないよう配慮する。

⑵　仮設・修理方法

ア　実施者

住宅の仮設及び応急修理の施行は、町災害対策本部より責任者を指名する。工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。

イ　住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ　仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。町有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と町との賃貸借契約(契約期間２ヶ年)締結後工事に着手するものとする。

エ　建築資材、労務者等

(ｱ)　建築資材の調達

建築資材の調達については、原則として町内の取扱業者から調達するものとする。

(ｲ)　建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については、原則として町内の業者から動員するものとする。

(ｳ)　建設機械等の借上げ

建設機械等の借上げは、原則として町内の業者から借上げるものとする。

オ　建設資材等の輸送方法

調達した建設資材等の輸送は、原則として、当該発注先業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、本章第18節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

4　町長の要請事項

町長は、資機材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に調達又はあっせんを要請するものとする。

⑴　被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）

⑵　住宅設置（修理）戸数

⑶　住宅設置（修理）に必要とする資機材品名及び数量

⑷　住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数

⑸　連絡責任者

⑹　その他参考となる事項

5　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

6　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受け入れにあたっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとするとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

また、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第 17 条の規定は、適用しない。

⑵　県、町長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

8　住宅の応急復旧活動

県及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9　被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震により建築物等及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。

⑴　森町

ア　建築物

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

イ　宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象地域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

⑵　静岡県

ア　建築物

県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。

イ　宅地等

県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。

⑶　町民

ア　町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ　町民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

10　災害危険区域の指定

［指定の目的］　災害から町民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

［指定の方法］　条例により区域を指定し、周知する。

第13節　医療助産計画

主旨

この計画は災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して町の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1　医療救護活動の基本方針

⑴　町は、医療救護活動を円滑に行うため、医療救護計画に基づき救護所、救護病院（公立森町病院）を設置する。なお、有床病棟等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

⑵　医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。

⑶　県及び町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。

2　救護所及び救護病院の活動等

⑴　救護所

ア　設置

町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ　活動

救護所は次の活動を行う。

(ｱ)　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

(ｲ)　軽症患者に対する処置。必要に応じ中等症患者及び重症患者の処置

(ｳ)　中等症患者及び重症患者を救護病院（公立森町病院）及び災害拠点病院への搬送の手配

(ｴ)　死体の検案処理及び遺体搬送の手配

(ｵ)　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への報告

(ｶ)　その他必要な事項

⑵　救護病院

ア　設置

町は、大規模災害時に、あらかじめ町長が指定した救護病院（公立森町病院）で医療救護活動を行う。

イ　活動

(ｱ)　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

(ｲ)　重症患者及び中等症患者の処置及び受け入れ

(ｳ)　重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配

(ｴ)　死体の確認及び遺体搬送の手配

(ｵ)　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告

(ｶ)　その他必要な事項

3　森町

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

⑴　救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。

⑵　傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。

⑶　傷病者の受入れにあたり、救護病院が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。

⑷　救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。

⑸　医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに西部方面本部に調達・あっせんを要請する。

⑹　町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医療・助産が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

ア　必要な救護班数

イ　救護班の派遣場所

ウ　その他必要事項（災害発生の原因）

⑺　被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

4　自主防災組織及び町民

⑴　傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。

⑵　傷病者で救護を要する者を、最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　医療を受ける対象者

ア　医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　医療を必要とする者

ウ　応急的に医療を施す必要がある者

⑵　助産を受ける対象者

ア　災害のため助産の途を失った者

イ　現に助産を要する状態の者

ウ　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者

エ　被災者であると否とを問わない。

オ　本人の経済的能力の如何を問わない。

⑶　医療助産の範囲

医療	助産
ア　診察 イ　薬剤又は治療材料の支給 ウ　処置、手術その他の治療及び施術 エ　病院又は診療所への収容 オ　看護	ア　分べんの介助 イ　分べん前、分べん後の処置 ウ　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

⑷　実施期間

ア　医療　　災害発生の日から 14 日以内

イ　助産　　分べんした日から７日以内

ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑸　費用の限度

ア　医療

(ｱ)　救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

(ｲ)　一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内

(ｳ)　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ　助産

(ｱ)　救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(ｲ)　助産師による場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額

３　実施方法

災害時の医療救護活動は、町災害対策本部（公立森町病院を含む。）を主体とし、西部健康福祉センター、磐周医師会等医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

なお、災害救助法適用の対象となる程度の災害が発生した場合の医療及び助産は、原則として森町医療救護計画（資料 4-4-14）に基づき、救護所及び救護病院（公立森町病院）を主体として行うものとする。ただし、急迫した事情等がありやむを得ない場合においては、一般の病院等において行うことができるものとする。

⑴　医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と密接な連携を図り医療救護活動の万全を期するものとする。

⑵　救護所

ア　医療チーム（災害救助法に基づく「救護班」をいう。）の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合には、磐周医師会森町医会・磐周歯科医師会（森町歯科医師会）の協力を得て医療チームを編成し、医療救護活動を行う。

一つの医療チームは、概ね医師２人、看護師２人、補助者２人をもって編成するものとする。

また、医療介助者（災害医療救護協力員）を募集し、チームに加えるものとする。

イ　救護所の設置

医療救護活動を実施する場合は、原則としてあらかじめ定めた町内３箇所の救護所（資料 4-4-11-2）の内、被災地域を管轄する救護所を開設するものとする。

ただし、航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの災害により、多数の負傷者が発生し、災害現場の区域が限られている場合は、災害現場直近に救護所を開設するものとする。

なお、救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

ウ　テント等の借上先等

救護所を運動場等屋外に設置する場合必要となるテント及びシート等については、町災害対策本部の各地区防災倉庫等に保管のものを使用するものとする。

ただし、不足する場合は、地域自主防災組織等から借り上げるものとする。

⑶　医薬品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、あらかじめ医療チーム等が使用する携行資材、医薬品等を確保しておくとともに、必要に応じて学校施設等の管理者の了解を得て施設保管の医薬品等の提供を受ける。また、医薬品及び衛生材料が不足する場合は、協定締結薬局等の協力を得て緊急確保するとともに、県西部方面本部（西部地域局）へ要請し、医薬品備蓄センター又はあっせん先から調達するものとする。

⑷　輸血用血液の確保

輸血用血液が不足する場合は、県西部方面本部（西部地域局）を通して静岡県赤十字血液センターへ要請するとともに、自主防災組織等を通じて献血予約登録者等へ協力を呼びかけるものとする。

⑸　医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

4　町長の要請事項

町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事にそのあっせんを要請するものとする。

⑴　必要な救護班数

⑵　救護班の派遣場所

⑶　その他必要事項（災害発生の原因）

5　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

6　健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、

計画的に実施するものとする。

町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第 17 条の規定は、適用しない。

⑵　県、町長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 14 節　防疫計画

1　主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2　町の実施事項及び要請事項

町長は、知事の指示により被災地の防疫活動のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、本節において「法」という。）等に基づき、次の事項を行うものとする。

⑴　実施事項

ア　病原体に汚染された場所の消毒

イ　ねずみ族昆虫等の駆除（法第 28 条）

ウ　病原体に汚染された物件の消毒（法第 27 条）

エ　生活用水の供給（法第 31 条）

オ　浸水地域の防疫活動の実施

カ　防疫薬品が不足した場合の卸売業者からの調達及び県に対する供給調整の要請

キ　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

⑵　要請事項

ア　防疫薬剤の種類及び数量

イ　その他必要事項

3　実施方法

⑴　実施者

町長は、町災害対策本部より責任者を指名し、被災地の防疫活動を実施するものとする。ただし、町独自で実施が困難な場合は、県、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

なお、上記２⑴エ「生活用水の供給」については、本章第 11 節「給水計画」に基づき措置するものとする。

⑵　防疫班の編成

責任者は、被災地の防疫活動を迅速的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。防疫班は概ね

運転者１名、作業員１名の計２名をもって１班とし、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

なお、災害の状況により、町職員で対応できない場合は、作業員の臨時雇用及び自主防災組織等の協力を得て編成するものとする。

⑶　実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ　集団避難所

ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

⑷　実施方法

ア　床下、庭‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥庭消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自主防災組織へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼するものとする。）

イ　汚染（床上）した家‥‥‥‥‥‥被災の各家庭に逆性石鹸、クレゾール液及び消石灰等を配布し、床、壁の払拭、便所、床下等の消毒、手洗いの励行等について衛生上の指導を行う。

ウ　汚染した便槽、溝､水たまり‥‥クレゾール液散布

エ　汚染した井戸‥‥‥‥‥‥‥‥‥次亜塩素酸ナトリウム投入

オ　その他必要な措置

⑸　消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、町保有分で不足する場合は、取扱い業者等が所有している機器等を借上げるものとする。

⑹　避難所等の防疫措置

ア　町長は避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るものとする。この場合、自主防災組織等の協力を得て、避難所内における防疫に万全を期するものとする。

イ　避難所及び被災地において、仮設便所等の清掃、クレゾール石鹸液等の配置、衣服等の日向干し、手洗いの励行等について指導を実施する。

⑺　臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、必要に応じ県の指導により、種類、対象者等を定め予防接種を実施する。

４　町長の要請事項

町長は、町独自で防疫活動を実施することが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、県に　応援の要請を行うものとする。

⑴　防疫期間

⑵　防疫を要する世帯数

⑶　必要な防疫班

⑷　派遣場所

⑸　その他必要事項

５　自主防災組織及び町民

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

6　関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、町及び県から要請があった場合は、積極的に協力する。

7　その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第 15 節　清掃及び災害廃棄物処理計画

1　主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処理、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2　町の実施事項

⑴　実施者

町長は、塵芥収集処理、尿の汲取処理及び死亡獣畜の処理については、町災害対策本部で責任者を指名し、被災地における清掃業務を実施するものとする。

ただし、町独自で実施が困難な場合は、県、近隣市町村又は関係機関等の協力を得て実施する。

⑵　ごみの収集及び処理

基本方針（生活系廃棄物）

生活系ゴミの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「森町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

・被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、収集体制を住民に広報する。

・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

自主防災組織は地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し、住民に周知する。また、仮置場のごみの分別、整理、流出の防止等の管理を行う。

町民はごみの分別・搬出については、町の指導に従う。また、河川、道路及び谷間等に投棄しない。

基本方針（がれき・残骸物）

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき・残骸物等を静岡県災害廃棄物処理計画等による災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）及び森町災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

ア　森町

(ｱ)　がれき・残骸物処理対策組織の設置

町内に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(ｲ)　情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

・　家屋の被害棟数等の被災状況
・　ごみ処理施設等の被災状況
・　産業廃棄物処理施設等の被災状況
・　がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
・　仮置場、仮設処理場の確保状況

⑶　発生量の推計

収集した情報を基に、がれき・残骸物の発生量を推計する。

⑷　仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

⑸　処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等のがれき・残骸物の処理施設を確保する。

⑹　関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関への協力を要請する。

⑺　がれき・残骸物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物処理計画に則し被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。

⑻　解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

イ　企業

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町からがれき・残骸物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

ウ　自主防災組織及び町民

⑴　がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。

⑵　河川、道路及び谷間等に投棄しない。

・作業班の編成

ごみの収集処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、ごみ収集班を編成し、清掃業務を実施する。

・収集及び処理方法

ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、中遠クリーンセンター及び中遠広域粗大ごみ処理施設で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。また、処理委託が困難な場合は、県の指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

詳しい処理方法は、森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアル（資料 7-7-2）を参照

⑶　し尿の汲取及び処理

基本方針

し尿処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「森町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

・被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう広報を行う。

・仮設便所等のし尿の収集、処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

・速やかに、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

自主防災組織及び町民は施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用して処理することとする。また、自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置、消毒及び管理を行う。

ア　作業班の編成

し尿の汲取処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、し尿収集班を編成し、清掃業務を実施する。また、被災状況により町災害対策本部の職員及び自主防災組織と協力し、避難所等に仮設便所を設置する。

イ　収集及び処理方法

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。

また、処理委託が困難な場合は、県に近隣の他市町村との処理委託についての調整を依頼するものとする。県の指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置するなど、処理施設復旧までの間対処するものとする。

詳しい処理方法は、森町震災時し尿及びごみ処理対策マニュアル（資料 7-7-2）を参照

⑷　死亡獣畜の処理

ア　死亡獣畜の処理は、原則として許可業者に委託して処理するものとする。

イ　災害の状況により、上記アによる許可業者への処理委託が困難となり、自ら死亡獣畜の収集の必要が生じた場合は、死亡獣畜の処理の責任者は、特別に班編成を行い、次により処理するものとする。

(ｱ)　死亡獣畜処理場を所有している近隣市町村に依頼して処理する。

(ｲ)　臨時の埋却許可を取得し、家畜防疫員の指示する場所に埋却処分する。

3　町長の要請・実施事項

町長は、独自に清掃作業等を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事にそのあっせんを要請するものとする。

⑴　処理対象物名及び数量

⑵　処理対象戸数

⑶　町所在の処理場の使用可否

⑷　実施期間

⑸　その他必要事項

災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

4　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

⑴　特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第７条１項若しくは第６項、第 14 条第１項若しくは第６項又は第 14 条の４第１項若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

⑵　県、町長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第 16 節　遺体の捜索及び措置埋葬計画

1　主旨

この計画は災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体の識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　遺体捜索対象者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

⑵　遺体の措置内容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　遺体の一部保存

ウ　検案

エ　遺体の身元確認

⑶　埋葬対象者

ア　災害時の混乱の際に死亡した者

イ　災害のため埋葬を行うことが困難な状況下で死亡した者

⑷　実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長できるものとする。

⑸　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

3　実施方法

詳しい処理方法は、森町遺体処理マニュアル（資料 7-7-3）を参照

⑴　実施者及び作業班の編成

町長は、遺体の捜索、収容、措置及び埋葬業務においてそれぞれ責任者を指名するものとする。

責任者は、次の担当業務を実施するにあたり必要な作業班を編成するとともに、警察、自主防災組織、自衛隊等と連携、協力して行うものとする。

担当業務	業 務 内 容	主 体 部 班
捜索業務	遺体の捜索	消防分署 及び 消防（水防）団
収容業務	担架、車両等を活用して遺体安置所への輸送	
措置業務	遺体安置所の管理、遺体の措置、一時保存及び身元確認	町災害対策本部
埋葬業務	埋火葬のための移送及び埋火葬措置	

⑵　遺体の捜索

遺体の捜索にあたっては、自主防災組織及び地元関係者等の協力により行うものとし、捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

⑶　遺体を発見したときの措置

ア　遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。

イ　身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体安置所に引き渡すものとする。この場

合、警察官は死体検分調書を作成し、医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。

⑷　遺体の措置等

ア　磐周医師会森町医会及び公立森町病院等の協力により、遺体の洗浄、縫合、消毒を行う。

イ　遺体の識別のための措置として、遺体の撮影、身体的特徴、衣類及び所持品等を記録する。

ウ　遺品を整理し、納棺の上必要事項を遺体安置所内に掲示するとともに、身元確認の措置をとる。

エ　遺体の身元が判明しない者で、一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱うこととし、火葬許可を受け、埋火葬するものとする。

オ　遺体措置に必要な資材の調達

葬具店等遺体措置に必要な資材の調達先をあらかじめ掌握しておくものとする。

⑸　遺体の収容

ア　安置所は、予め遺体処理マニュアルを定め、適当な場所がないときは、広場又は避難所等に仮設するものとする。

イ　遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対して礼が失われることがないよう注意する。

⑹　埋火葬

ア　火葬は、埋火葬許可書とともに火葬場に移し、埋火葬台帳に記録し火葬に付す。

イ　火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。

ただし、遺骨引取人がない場合の遺骨及び遺留品は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第32号）に基づき、それぞれ定められた方法により措置するものとする。

ウ　火葬場の名称、所在地、措置設備等

名　称	所 在 地	連 絡 先	措置設備
中遠聖苑	袋井市浅名2134－151	NTT 0538－23－6742	火葬炉　４基 汚物炉　１基

⑺　遺体の輸送用車両の調達

遺体の収容及び埋火葬に必要な車両については、原則として消防団車両、町有トラック及び霊柩車等により対応するものとするが、不足する場合は本章第18節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

4　町長の要請事項

町長は、町において遺体の捜索、輸送、処理、埋火葬を実施することが不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に応援のあっせんを要請するものとする。

⑴　捜索、措置、火葬に必要な職員数

⑵　捜索が必要な地域

⑶　火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

⑷　必要な輸送車両の台数

⑸　遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

⑹　広域火葬の応援が必要な遺体数

5　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられ

る。

特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律墓地、埋葬等に関する法律第５条第１項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第 14 条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

6　町長の要請に基づく県の実施事項

⑴　遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣

⑵　遺体の措置器具、資材の調達あっせん

⑶　輸送車両のあっせん

⑷　大規模な遺体収容所の設置

⑸　他の市町又は各都道府県に対する広域火葬応援の依頼、調整

7　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第 17 節　障害物除去計画

1　主旨

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町が実施する事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することができない者

⑵　実施期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

⑶　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

3　実施方法

⑴　実施者及び作業班の編成

町長は、町災害対策本部より責任者を指名する。

責任者は、土木班職員、消防(水防)団員及び建設業者等の協力要員をもって、作業班を編成するとともに、自主防災組織と連携、協力して被災地の障害物除去活動行うものとする。

なお、被害の状況に応じ、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に自衛隊の派遣要請の要求をするものとする。

⑵　除去用車両の調達

除去用車両は、町有車両及び応援建設業者等の車両を使用するものとする。

なお、不足する場合は、本章第 18 節「輸送計画」により措置するものとする。

⑶　除去作業用機械器具等の調達

除去作業用機械器具等は、町有及び応援建設業者等の所有のものを使用するものとする。

なお、不足する場合は、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事にあっせんを要請するものとする。

⑷　除去障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障、危険のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。なお、民有の空地及び駐車場等を使用する必要がある場合は、土地所有者にあらかじめ了解を得るものとする。

4　町長の要請事項

町長が、障害物除去計画について知事に対して応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事にそのあっせんを要請するものとする。

⑴　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

⑵　除去に必要な人員

⑶　除去に必要な期間

⑷　除去に必要な機械器具の品目別数量

⑸　集積場所の有無

5　町長の要請に基づく県の実施事項

⑴　障害物除去要員の動員派遣

⑵　機械器具の調達あっせん

⑶　建設業者の協力依頼（従事命令含む。）

6　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

7　災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 18 節　輸送計画

1　主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、県及び町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

2　実施方法

⑴　陸上輸送

陸上輸送は、町有車両の活用、物資調達先業者又は民間運送業者等の協力により行うものとし、町内において車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請する。

ア　町有車両の活用

町災害対策本部が設置された場合、原則として町災害対策本部において庁内の町有車両の集中管理を行う。（資料 4-4-17）

イ　各班の車両確保の方法

町災害対策本部の各班は、緊急輸送用の車両を必要とするときは、次の輸送条件を明示して、管財班に依頼するものとする。

(ｱ)　輸送区間又は借上げ期間

(ｲ)　輸送量又は車両台数

(ｳ)　集合場所及び日時

(ｴ)　その他必要な事項

ウ　運送業者車両の借上げ

民間保有営業用車両の協力により輸送を必要とする場合、随時借上げるものとする。町内で車両の確保が困難な場合または輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請する。

エ　燃料確保対策

管財班は、町有車両用燃料等町の災害応急対策を実施するために必要な燃料について、確保に努めるものとする。

オ　鉄道の利用

鉄道輸送に関する連絡は、天竜浜名湖鉄道株式会社と直接行う。

会社名	連絡先
天竜浜名湖鉄道株式会社	053-925-6125

⑵　航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、町長は、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に対し、県防災ヘリコプター等の応援要請又は自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求をするものとする。

なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料（3-3-4）のとおりである。

⑶　緊急物資集積場所

資料（4-4-12）のとおり

⑷　ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は、原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議の上負担額を定めるものとする。

3　災害救助法に基づく輸送の範囲

⑴　輸送の範囲

ア　被災者の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て上記以外についても輸送を実施することができる。

⑵　実施期間

上記⑴の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

⑶　費用の限度

当該地域における通常の実費

4　町長の要請事項

町長が、輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第19節　交通応急対策計画

1　主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して町をはじめとする道路管理者、県知事、県公安委員会、警察署、鉄道事業者等の実施すべき応急措置を定め、応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

2　道路管理者の実施事項

⑴　応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

⑵　主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

⑶　災害時における通行の禁止又は制限

ア　道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間指定を行い、道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ　道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

⑷　放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

⑸　道路の応急復旧

ア　応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ　町長の責務

(ｱ)　他の道路管理者に対する通報

町長は、町内の県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(ｲ)　緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者への通報による応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ｳ)　知事に対する応援要請

町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ　仮設道路の設置

既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

⑹　経費の負担区分

ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ　緊急の場合における応急復旧の経費

町長が町内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した町長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ　仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県と協議して経費の負担区分を定めるものとする。

3　県知事又は県公安委員会の実施事項

⑴　災害時における交通の規制等

県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。なお、必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。また、県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

⑵　通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の

対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

⑶　緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、上記⑴の緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

⑷　緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」（資料 4-4-15）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

⑸　交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

4　緊急通行車両の確認申請及び確認手続き

県公安委員会において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限が行われた場合、町災害対策本部は、事前届出済証の交付を受けていない車両において、緊急通行車両として使用する必要がある場合は、資料（4-4-16）により必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運行を図るものとする。

5　鉄道事業者の実施事項

⑴　応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

⑵　代行輸送等の実施

線路等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

⑶　応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

6　有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

第 20 節　応急教育計画

計画作成の主旨

小・中・高等学校、幼稚園及び保育所（以下この章において「学校」という。）の園児、児童、生徒、教職員等及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

基本方針

町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安

全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。

また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に可能な範囲で協力する。

１　計画の作成

⑴　災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア　学校の防災組織と教職員の任務

イ　教職員動員計画

ウ　情報連絡活動

エ　生徒等の安全確保のための措置

オ　その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

⑵　応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ　施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求める。

ウ　教育再開の決定･連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ　教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ　給食業務の再開

施設･設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ　学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を

行う。

キ　生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。また、各学校等は、被災者に対するＳＮＳ等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

2　災害救助法に基づく実施事項

⑴　学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校・高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

⑵　学用品の品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

⑶　実施期間

災害発生の日から	教科書（教材を含む）	1 か月以内
	文房具及び通学用品	15 日以内

ただし、状況により知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑷　費用の限度

資料（4-4-10）のとおり

3　実施方法

⑴　学用品給与の方法

ア　給与の対象となる児童、生徒の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍名簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。

イ　小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ　教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ　通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ　給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ　教材は、町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

⑵　学用品の調達

学用品は、学用品購入（配分）計画表等に基づき、業者に調達又はあっせんを依頼するものとする。

4　応急教育等の実施事項

⑴　応急教育の措置

ア　避難措置及び被災状況の報告

各学校長は、災害発生後直ちに二次災害防止のための避難措置等を実施するとともに、教職員等、児童・生徒及び施設の被災状況の把握に努め、状況報告を町災害対策本部（町教育委員会）まで、速報す

るものとする。

なお、災害時における担当業務は、各学校の実施計画に基づいて行うものとする。

イ　休校措置

各学校長は、町教育委員会と密接な連携をとり、教育施設の被災状況等により登校前に休校措置を決定した場合は、あらかじめ定められた連絡網及び同時通報用無線等により児童・生徒及び保護者等に周知徹底を図るものとする。

また、登校後に休校措置を決定した場合は、あらかじめ定めた方法により児童・生徒を可能な限り保護者へ引渡しするものとする。

ウ　応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法

(ｱ)　被災を免れた総合センター等の町有施設、寺院、公民館等を利用するほか、近接の小・中学校の屋内体育施設、余裕教室等を一時借用し、分散授業、二部授業及び合併授業等の方法により応急教育を実施する。

ただし、町有施設及び小・中学校等は、避難計画に基づく避難所と定められているため、応急教育施設の確保にあたっては、競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即した措置を講ずるものとする。

(ｲ)　町の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合には、県に対して応急教育施設のあっせんを要請するものとする。

(ｳ)　関係機関が協議し、応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員及び保護者等に周知徹底を図るものとする。

⑵　教職員の確保等

教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。

⑶　文教施設の応急復旧対策計画

災害発生後早急に各文教施設の被災状況を調査するとともに応急復旧対策計画を作成し、必要な場合は応急仮設校舎の建設等の措置を講ずるものとする。

⑷　学校給食

学校給食に必要な食料等は、本章第９節「食料供給計画」に基づき措置するものとする。

⑸　教職員等、児童・生徒の健康管理

各学校長は、教職員等及び児童・生徒の健康状態に注意を払うとともに、健康診断、感染症予防接種等を行う必要があると認めた場合は、町教育委員会と協議の上学校医又は町災害対策本部に依頼し実施するものとする。

5　町長等の要請事項

町長又は町教育長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事又は県教育長に要請するものとする。

⑴　応急教育施設のあっせん確保

⑵　集団移動による応急教育施設のあっせん及び応急教育の実施指導

⑶　応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

⑷　教職員の派遣充当

⑸　学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

6　災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第21節　社会福祉計画

県及び町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1　基本方針

⑴　町及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

⑵　各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合、町長は、応援要員の派遣を知事に要請する。

⑶　町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、町民等の生活相談に応ずる。県西部健康福祉センターはこれに協力する。

⑷　生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2　実施事項

⑴　り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

(ｱ)　り災社会福祉施設の応急復旧

(ｲ)　り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護

(ｳ)　臨時保育所の開設の指導

⑵　り災者の生活相談

ア　実施機関　　町（被害が大きい場合は県と共催）

イ　相談種目　　生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ　協力機関　　県、社会福祉協議会（県、町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

⑶　り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア　実施機関　　社会福祉協議会（県、町）

イ　協力機関　　県、町、民生委員・児童委員

ウ　貸付対象　　り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

エ　貸付額　　「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。

⑷　母子父子寡婦福祉資金の貸付け

ア　実施機関　　県（健康福祉センター）

イ　協力機関　　町、民生委員・児童委員、母子協力員

ウ　貸付対象　　り災母子父子世帯・寡婦（災害により母子父子世帯・寡婦となった者も含む。）

エ　貸付額　　「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第７条に規定する額

⑸　り災身体障がい児者に対する補装具の交付等

ア　実施機関

(ｱ)　児童　　県・町

(ｲ)　18歳以上　　町

イ　協力機関

(ｱ)　児童　　民生委員・児童委員

(ｲ)　18 歳以上　　民生委員・児童委員、身体障害者更生相談所

ウ　対象　　り災身体障がい児者

エ　交付等の内容

(ｱ)　災害により、補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付

(ｲ)　災害により、負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生(育成)医療の給付

(ｳ)　り災身体障がい児者の更生相談

⑹　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

ア　実施機関　　町

イ　支給及び貸付対象

(ｱ)　災害弔慰金　　自然災害により死亡した者の遺族

(ｲ)　災害障害見舞金　　自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者

(ｳ)　災害援護資金　　り災世帯主

ウ　支給及び貸付額

災害弔慰金の支給等に関する法律第３条、第８条及び第 10 条の規定に基づき、町が災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年森町条例第７号)で定める額

⑺　被災者（自立）生活再建支援制度

ア　実施機関　　(財)都道府県会館（県単制度は県）

イ　支給対象　　住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯

ウ　支給額　　「被災者生活再建支援法」第３条に定める額

⑻　義援金の募集及び配分

ア　実施機関　　県、町

イ　協力機関　　教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関

ウ　募集方法　　災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定

エ　配分方法　　関係機関で配分委員会を設け、協議決定

⑼　義援品の受け入れ

ア　実施機関　　県、町

イ　協力機関　　報道機関、その他関係機関

ウ　受入方法　　被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

⑽　行政・NPO ・ボランティア等の三者連携

県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第 22 節　県警察災害警備計画

この計画は、災害時における袋井警察署災害警備計画による。

第23節　消防計画

1　主旨

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2　計画の内容

袋井市森町広域行政組合消防計画及び警防計画の定めるところによるが、特に以下の点について万全を期するものとする。

⑴　消防分署及び町の消防活動体制

消防分署は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、袋井市森町広域行政組合消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

ア　袋井消防署森分署

分署長、司令、司令補、士長、副士長、消防士

イ　消防団

本部（団長、副団長、指導本部長、本部長）

分団（分団長、副分団長、部長、副部長、班長、団員）

ウ　通報連絡

災害（火災）――住民――袋井消防署――┬森分署・森町役場（同時通報用無線）
　　├消防団本部、分団（同時通報用無線）
　　└住民

エ　出動

団員の出動については、原則として本部からの出動要請により出動するものとする。ただし、出動要請がなくても、炎又は黒煙等により明らかに火災と判断できる場合は、この限りではない。また、隣接市町への応援出動についても応援要請に基づき出動するものとする。

(ｱ)　現場体制と関係機関との協力

管内で火災が発生した場合、現場における対策活動を迅速かつ適正に処理するため、現場体制の確立をするとともに関係機関と連絡を密にし、相互協力に努めるものとする。

a　本部の設置

(a)　最初に到着の分団（部）の最上級者の指示に従って活動するものとする。

(b)　団本部の位置は、原則として消防指揮車とする。

(c)　分団本部の位置は、原則として消防ポンプ車とする。

(d)　分団長は、到着の報告と同時に出動人員、機械器具を掌握し、本部まで報告し、指示を受けるものとする。

(e)　指示、指令は無線機又は伝令により伝達するものとする。

b　現場の確認

どのような地理、地形の所か、火災の場合の延焼の恐れ、山林接近の場合特に林野火災の心配等、現場状況把握の上、団員の配備、機械の配置方法を考慮するものとする。 また、同時に役場へもできるだけ詳細に報告するものとする。

c　交通整理及び規制

火災現場到着と同時に交通整理員を選定し、迂回路の指示、駐車禁止及び駐車場所等の指示をするとともに、警察官との連絡を密にして指示に従うものとする。（後続消防ポンプ車の進入路の確保、ヤジ馬的人間の整理、自動車の進入禁止等）

d　水利の確保

取水場所の確保、水量の多少、ポンプの配置等

e　無線従事者の設定

無線従事者を選定し、本部、分団本部、中間地、現場の状況の報告と指示指令の受取り及び伝達を行うものとする。

f　伝令の確保及び設置

(a)　本部詰伝令要員　　２名

(b)　分団詰伝令要員　　各部１名以上

(c)　指示、指令は無線機の外、伝令により伝達するものとする。

⑵　広域協力活動体制

町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア　発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　発災市町の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ　発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

⑶　大規模林野火災対策

消防分署及び町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

⑷　危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

⑸　ガス災害対策

消防分署及び町は、高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

⑹　突発的災害に係る応急対策

航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの事故により多数の死者が発生した場合の措置は、本章第30節「突発的災害に係る応急対策計画」による。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

1　基本方針

⑴　町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

⑵　地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

⑶　消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための「消防計画」の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

2　消防署及び消防団の活動

⑴　火災発生状況等の把握

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び袋井警察署と相互に連絡を行う。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

⑵　消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を指揮する。

ア　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ　救護活動の拠点となる病院、避難地、主要避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3　事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

⑴　火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

⑵　火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

⑶　災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア　周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ　警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4　自主防災組織の活動

⑴　各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

⑵　火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

⑶　消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

5　町民の活動

⑴　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

⑵　初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第 24 節　森町水防計画

1　主旨

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川の洪水等による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等に関する計画とし、水防法第 25 条に基づき、指定管理団体である森町が定める水防計画に準拠するものとする。

2　水防組織

水防業務に関係ある気象情報・注意報・警報等により洪水のおそれのあるときから、水害による危険が解除されるまでの間、次の組織により水防業務を行う。ただし、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

⑴　組織

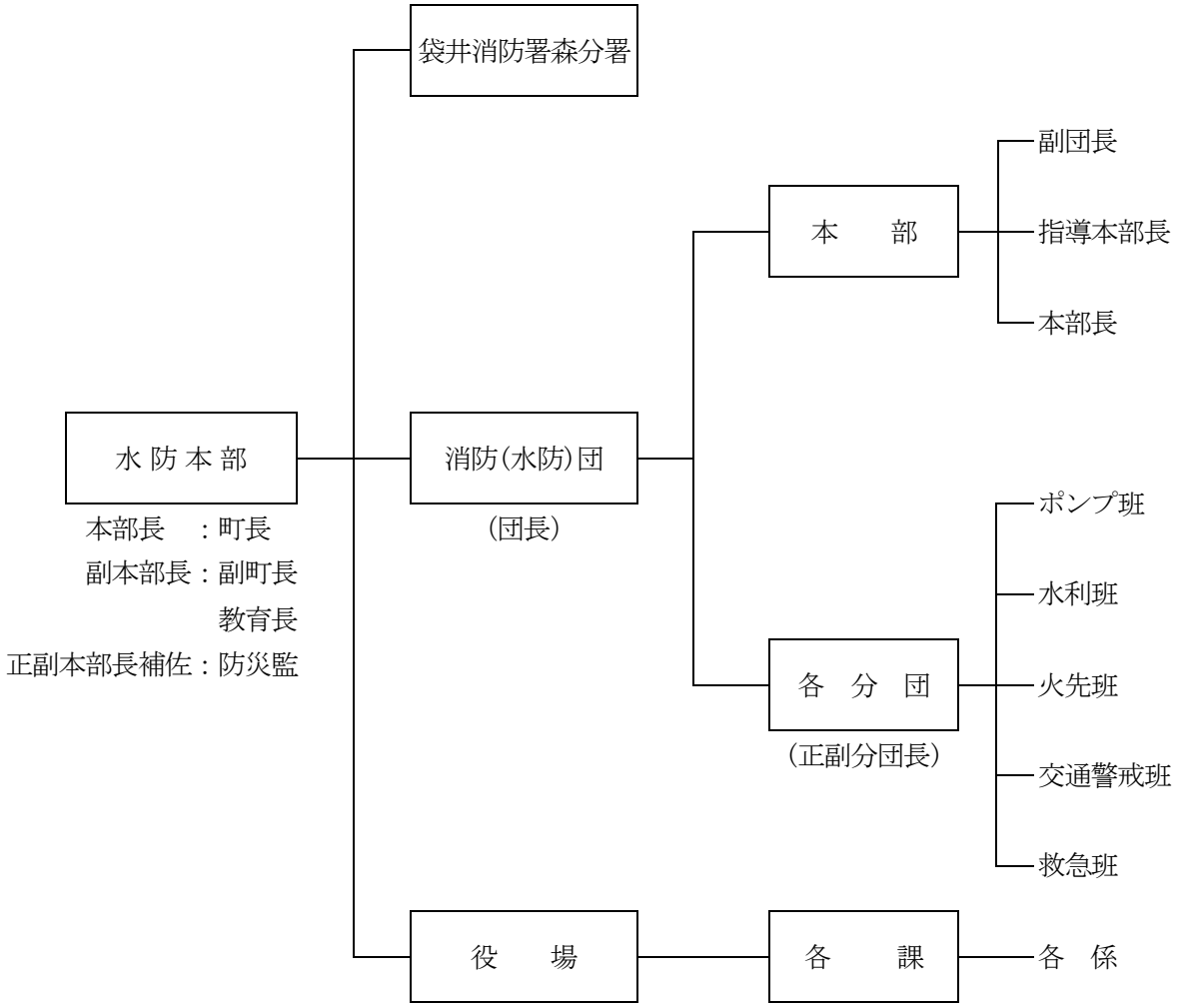

⑵　水防業務分担

○　水防本部長

水防業務全般の計画及び緊急対策の樹立

○　副本部長

水防本部長の業務を代理し、補佐する。

○　正副本部長補佐

水防正副本部長の補佐を行う。

○　消防(水防) 団長

主として災害防止及び警戒にあたるものとし、消防（水防）団本部及び各分団を通じてその業務を行わせる。

○　消防(水防）団本部

団長の命を受け、主として水防本部において各分団との連絡調整の業務にあたる。

○　正副分団長

団長の命を受け、分団内の各班をして水防活動の業務を行わせる。

○　部長及副部長

分団長の指令を受け、部内の各班をして水防活動の業務を行わせる。

○　班長及団員

部長及び副部長の指揮により、水防業務を行う。

○　自主防災会

水防本部長又は団長、分団長の依頼及び自主防災会長からの指示及び自主防災会長の判断により、管轄地域の災害の未然防止及び被災地の応急復旧等のために必要な水防活動を遂行する。

水防本部等からの被害状況調査及び資材提供等の依頼に協力する。

○　各班

自主防災会の指示により、それぞれ定められた業務を遂行する。

3　連絡系統

⑴　風水害等に関するすべての情報・指令・通報は水防連絡系統により行う。

なお、分団別の連絡先は、消防（水防）団待機場所及び連絡先資料（4-4-1）を参照のこと。

⑵　通報連絡は原則として電話を使用するが、不通の場合自動車又は徒歩等による連絡を行うものとする。

ただし、消防本部（署）及び消防（水防）団の情報連絡は、防災行政無線を活用する。

⑶　通信連絡の方法は次のとおり行うものとする。

ア　気象台及び放送局の発表による気象情報又は県水防本部からの指令並びに水防情報等は、消防本部が受信したときは、消防長を通じて水防本部長に伝達する。

イ　水防本部長が発する情報及び指令は、消防長又は消防（水防）団長を通じて消防本部がそれぞれ下部組織に伝達する。

ウ　予報、注意報、警報等の情報は必要に応じて水防本部長から消防（水防）団長を通じて各分団、各自主防災会、各学校等にそれぞれ伝達する。

エ　配備指令及び必要な指令は、水防本部長から消防（水防）団長を通じて各分団長に指令する。

オ　避難及び立退きの指令は、水防本部長から消防（水防）団長を通じ当該分団長に指令する。ただし、急を要する場合は、その地域に配属されている分団長に直接指令することができる。

カ　各分団は、それぞれ連絡員を現場本部及び災害現場に配置させ、本部指令の受理及び現地の状況報告を遅滞なく行う。

4　水防設備

⑴　水防倉庫

資料（4-4-5）のとおり

⑵　水防資機材

ア　水防倉庫別の資機材の保有状況は、資料（4-4-5）による。

イ　水防本部及び分団長は、資材確保のため予めその手持数量の概要を把握し、緊急時の補給に備える。

また、災害時において資機材が不足する場合は、地域の自主防災会に資機材提供の協力を依頼するもの

とする。

ウ　各水防倉庫における水防資機材の備蓄基準は、資料（4-4-5）のとおりとする。ただし、地域水防上の状況からみて、適宜増減することができる。

（注）土のうに用いる土砂については、予め関係機関の承認を得て堤防上又は洪水により流失することのない場所に備蓄しておくものとする。

また、非常時には、学校等の砂場の砂を施設管理者等の許可を得て使用し、後日水防本部の責任において補給するものとする。

エ　水防倉庫の資機材を使用及び移動する場合は、倉庫責任者の許可を得て行うものとする。

⑶　資機材輸送車輌

資機材の輸送にあたっては、各分団消防自動車（四輪）を使用するものとし、資機材の補給等緊急を要する場合は、町所有管理のトラック・ダンプ四輪車又は民間の貨物自動車等を借り上げて使用する。

また、車両が不足する場合は、地域自主防災会に協力を依頼するものとする。

5　雨量等の観測及び通報

⑴　雨量観測

次の場合、消防本部は雨量観測を開始し、その状況を消防長、町建設課及び町防災課に通報する。

ア　24 時間以内に 80 ミリ以上の降雨があったとき。

イ　連続雨量 100 ミリ以上の降雨があったとき。

ウ　時間雨量 20 ミリを超えたとき。

エ　町防災担当課等から指示を受けたとき。

オ　前４項の報告後も引続き降雨があった場合は、30 ミリを超える毎に通報し、降雨が止んだときも同様とする。

⑵　水位観測及び通報

ア　河川水位観測地点は、資料（4-4-6）のとおりである。

イ　水位観測通報

河川水位観測連絡員は、次の区分により通報するものとする。

(ｱ)　水防団待機水位（通報水位）に達した時又は通報開始の指示を受けた時から開始又は再開する。

(ｲ)　通報開始から終了までの間、各時刻１時間毎にその時刻の水位変動状況を通報する。

(ｳ)　急激な水位の変動、河川の異常等は逐次報告する。

ウ　巡視

水防本部長は、雨量及び各河川水位観測地点の水位等の状況により、警戒の必要を認めた場合は、巡視班を設けて河川の状況巡視を行い、必要に応じて措置を講ずるとともに、関係機関に連絡するものとする。

6　雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

7　水防出動

⑴　非常配備体制等

ア　水防指令

水防本部長が水防要員を非常配備につかせる場合の指令は、次の場合に発令する。

(ｱ) 静岡県水防本部又は袋井土木事務所から警報又は指令を受けた場合

なお、水防警報の発令基準等は、資料（4-4-7）による。

(ｲ) 水防本部長が、自らの判断により必要と認めた場合

イ 非常配備体制

水防本部長は、状況に応じて次の指令を発する。

第１配備　今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまではかなり時間的余裕があると認められる時に指令する。すなわち少人数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる状態。

第２配備　水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間以内に水防活動の開始が考えられる時に指令する。消防（水防）団員の半数以上を動員させ、災害対策及び警戒にあたらせる場合

第３配備　事態が切迫し、水防活動の必要が予想される時に指令する。消防（水防）団員全員を出動させ、応急補修等に従事させる場合

ウ 非常配備における業務区分

第１配備　主として河川の警戒、情報の収集、本部への通報

第２配備　危険箇所の重点的警戒、資材の確保、状況報告

第３配備　水防作業、町民避難誘導、応急炊き出し等

エ 出動体制

消防（水防）団員の出動待機場所は、資料（4-4-1）のとおりである。

オ 水防活動

(ｱ) 水防本部要員及び消防（水防）団員は、水防本部長の指令に基づき、直ちに非常配備体制に応じた業務に従事するものとする。

(ｲ) 消防（水防）団員は、所定の詰め所に集合し、資材機材及び器具の整備点検、作業配備計画により団員を出動させ準備にあたる。

(ｳ) 水防作業中は上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。

(ｴ) 水防作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は溢水・破堤等の想像による言語を慎まなければならない。

(ｵ) 指令・情報の伝達は、特に正確、迅速及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防（水防）団員を緊張により疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるようにする。

(ｶ) 水防作業中は必ず２人以上で行動し、怪我等のないよう格段の注意を払う。

8 水防信号及び標識

⑴ 水防信号

水防法第 13 条の規定による水防信号（警鐘信号、サイレン信号）は、資料（4-4-8）のとおりである。

⑵ 水防標識

水防優先通行車馬標識及び本部員腕章は、資料（4-4-8）のとおりである。

9 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料（5-5-6）のとおりである。

10　避難、救出

避難、救出は、本章第７節「避難救出計画」によるものとするが、次の点に留意するものとする。

⑴　堤防等が決壊し、又は決壊の危機に至ったときは、水防本部長は、速やかに当該地域内に居住する者に立退き、又はその準備をするよう指示するものとする。

この場合、消防本部消防班は、袋井警察署長にその旨を通報するものとする。

また、防災課は、袋井土木事務所長にその旨を通報するものとする。

⑵　水防本部長は、立退きを指示する場合は、指示の主旨、避難区域、避難先、避難経路及び誘導方法を、一般に周知徹底するものとする。

⑶　消防（水防）団分団長が自らの判断により住民を避難させたときは、その旨を水防本部長に報告しなければならない。

11　水防団体相互の協力及び応援

⑴　水防本部長は、水防上必要があるときは、区域内の市町長又は消防長に対して応援を求めることができる。

⑵　上記⑴により応援を求められた市町長又は消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた市町長の所轄のもとに行うものとする。

⑶　区域外の水防管理者、市町長又は消防長に対して応援を求める必要がある場合は、防災課を通じて協力、応援要請をするものとする。

12　他の団体に対する応援要請

⑴　警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要と認めるときは、袋井警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

⑵　自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣を必要とする場合は、自衛隊の派遣要請の要求を県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に行う。ただし、県知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊に通知し、県知事に対してもその旨を速やかに通知する。なお、自衛隊派遣要請の要求手続き等は、本章第 26 節「自衛隊派遣要請計画」による。

13　費用負担及び公用負担

⑴　費用の負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（水防法第 32 条）

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があっせんする。

ア　水防法第 16 条の規定による応援のための費用

イ　水防法第 32 条の２の規定により、水防活動により著しく利益を受けた市町村の一部負担

⑵　公用負担

水防上必要があるときは、水防本部長、水防（消防）団長又は消防長は、次の権限を行使することができる。（水防法第 21 条）

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木その他の資材の使用

ウ　車馬その他の運搬具又は器具の使用

エ　工作物その他の障害物の除去

⑶　公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防本部長、水防（消防）団長又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

⑷　公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、命令書を所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡してから了解の上これを行使する。

14　公務災害補償

水防団員及び水防団長が、公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡、若しくは障がいの状態となったときは、水防管理者はその者に対し、森町消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、その者の受けた損害を補償する。

15　水防てん末報告

水防が終結したときは、資料（4-4-9）の様式による水防てん末報告を、分団長にあっては消防（水防）団長を経由して水防本部長に報告し、水防本部長はこれを集計し、町災害対策本部が開設されたときは当該本部長に報告するものとする。

16　水防訓練

消防（水防）団長は、出水期前に毎年１回以上関係機関の指導と協力を得て、水防訓練を実施するものとする。なお、実施要領については、その都度打ち合わせ決定するものとする。

17　災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生したときに、最も重要となる安否確認システムである。

18　ダム、水こう門等の操作及び連絡

ダムの管理者は、洪水時及び洪水の発生が予想される場合には、操作規則等に基づき、適切な操作を行い、下流域の警察や町、その他関係機関に迅速に連絡を行うものとする。

19　道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第25節　応援協力計画

１　主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ、復興意欲の振興を図るため、町長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体及び要請方法等を定めるものとする。

２　要請の実施基準等

⑴　要請の時期

他の各計画の定めるところにより、町長は民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体等のうちから適宜指定して要請するものとする。

⑵　協力要請対象団体

ア　自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等

イ　社会教育関係団体

ウ　商工団体、農林水産団体

エ　赤十字奉仕団、男女共同参画団体、大学及び高校の学生・生徒

オ　その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

⑶　協力要請の範囲

被災地域における活動内容は、次に示すものとし、作業の種別により適宜協力要請を行うものとする。

ア　避難所等の奉仕

避難所に収容された被災者のうち、自ら避難生活を維持することのできない者等の世話

イ　被災者のうち、自ら食料を確保することのできない者への炊き出し

ウ　救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分

エ　飲料水の供給

飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動

オ　清掃及び防疫の協力

カ　被害調査等

地域内の被害状況調査

キ　その他災害応急措置の応援

3　実施方法

⑴　自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等に対する応援協力要請

ア　要請は、自主防災組織にあっては自主防災会長に、また自衛消防組織等にあっては組織を有する事業所等の代表者に対して行うものとする。

イ　応援協力要請地域、人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

⑵　社会教育関係団体に対する応援協力要請

ア　要請は、当該団体の長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

⑶　商工団体、農林水産団体に対する応援協力要請

ア　要請は、当該団体の長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

⑷　赤十字奉仕団、男女共同参画団体、大学及び高校の学生、生徒に対する応援協力要請

ア　要請は、森町赤十字奉仕団にあっては、森町赤十字奉仕団の長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等、大学及び高校の学生、生徒にあっては、当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

⑸　その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等への措置

町は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら以下のとおりボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

ア　町災害ボランティア本部の設置及び運用

町災害ボランティア本部は、町社会福祉協議会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

イ　ボランティア活動拠点の設置

町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携してボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う、第一線のボランティア活動拠点を設置する。

(ｱ)　町は、災害ボランティアの必要性に応じて、森町保健福祉センター内に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う町災害ボランティア本部を設置する。

(ｲ)　町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。

ウ　ボランティア団体等に対する情報の提供

町は、ライフライン・公共交通機関等の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

エ　ボランティア活動資機材の提供

町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

オ　ボランティア宿営地の確保

町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

第 26 節　自衛隊派遣要請計画

1　主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2　災害派遣要請の要求の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の救護のため必要と認める場合において⑴の３用件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常⑵のとおりとする。

⑴　災害派遣要請の用件

ア　緊急性　　差し迫った必要性があること

イ　公共性　　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ　非代替性　自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

⑵　災害派遣要請の内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ　避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ　避難者等の捜索救助

エ　水防活動

土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ　消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は通常関係機関の提供する者を使用）

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ　炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水

コ　物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ　危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ　防災要員等の輸送

ス　連絡幹部の派遣

セ　その他

その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

3　町長の災害派遣要請の要求

⑴　知事（災害派遣要請者）に対する災害派遣要請の要求

原則として町長が行うものとする。

⑵　災害派遣要請手続

災害派遣要請の要求をしようとするときは、県西部方面本部（西部地域局）を通じて知事に対し、次の事項を明記した文章をもって行う。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、町防災行政無線等または口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。（資料3-3-1）

ア　提出先（連絡先）　静岡県危機対策課

イ　提出部数　　1部

ウ　記載事項

(ｱ)　災害の状況及び派遣を必要とする事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

4　災害派遣部隊の受入れ体制

⑴　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

⑵　作業計画及び資材等の準備

町長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

⑶　作業実施に必要な物資、機材等

町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ要請するものとする。

⑷　自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

⑸　派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し、各種施設等必要な設備を可能な限り準備するものとする。

5　災害派遣部隊の撤収要請の要求

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

6　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため、必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として町が負担するものとする。

7　その他

市町村以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事及び町長に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第 27 節　電力施設災害応急対策計画

1　主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

2　応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画〉により実施する。

3　町との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第 28 節　下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、速やかに下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第 29 節　ガス災害応急対策計画

1　主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2　非常体制組織の確立

⑴　緊急出動に関する相互協力

消防、警察、簡易ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

⑵　ガス事業者の緊急体制の整備

ア　ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ　非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3　応急対策

⑴　保護保安対策

ア　ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。

イ　ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ　ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ　簡易ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ　ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ　簡易ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開について直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町村、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ　ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

ク　都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。

⑵　危険防止対策

ア　災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、中毒、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ　災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ　ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

⑶　応急復旧対策

ア　ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ　応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ　簡易ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

エ　簡易ガス事業者は、ガスの復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

4　町、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5　事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、町、消防機関及び警察に行う。

第30節　突発的災害に係る応急対策計画

1　主旨

この計画は、航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出、救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2　町及び消防分署の体制

町及び袋井消防署森分署は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう初期の情報収集にあたる。事態の推移により必要な場合には速やかに町災害対策本部を設置し、救出、救助等の応急対策を実施する。

袋井消防署森分署については、袋井市森町広域行政組合消防計画に定めるところによる。

⑴　突発的災害応急体制

ア　設置基準

(ｱ)　多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故）

(ｲ)　その他町長が指令したとき

イ　任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、町災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害対策が遅滞なく行えるよう手配する。

ウ　消防本部の県・国への報告

消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表１（火災・災害等即報要領様式１～４）により直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ｱ)　発生日時、場所

(ｲ)　被害の状況

(ｳ)　応急対策の状況

(ｴ)　自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

⑵　医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

（県危機管理部）

	NTT　有線	静岡県防災行政無線 （時間外の場合のみ（宿直室））
電　話	054-221-2072 054-221-2073	地上系5-100-6030 衛星系8-100-6030
ＦＡＸ	054-221-3252 054-221-3327	地上系5-100-6250 衛星系8-100-6250

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日（9:30 ～ 18:15）	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	Fax	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	Fax	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

３　災害対策本部の設置

⑴　設置基準

突発的災害応急体制による情報収集の結果、町を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断されるとき。

⑵　組織及び配備体制

町災害対策本部運営要領の第２条（組織）及び第 13 条（配備態勢）による。（資料 1-1-3）

⑶　設置の連絡

町災害対策本部を設置したときは、県西部方面本部（西部地域局）及び防災関係機関に連絡する。

⑷　情報の収集伝達等

⑸　人的被害の把握

被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

⑹　二次災害防止のための措置

事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置を講ずるものとする。

⑺　現地災害対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部員は、町長がその都度指名したものをもってあてる。

⑻　県現地対策本部との連携

県が現地災害現場本部を設置した場合には、町災害対策本部は連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

⑼　医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施する

ものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

⑽　町災害対策本部の廃止

町長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、町災害対策本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡を行う。

「火災・災害等即報要領」様式１～４

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものであり、Fax 又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡するものとする。

第 31 節　町有施設及び設備等の対策計画

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

計画の内容

防災行政無線

１　町及び他機関端末局

⑴　県防災行政無線【静岡県デジタル防災通信システム（ホットライン）】端末局に障害がある場合は、県が基盤交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。

⑵　県防災行政無線に障害が発生したときは町の移動系防災行政無線（全国共通・応援通信）及び消防無線等を使用して応急回路の設定により、町と西部方面本部、西部方面本部と県庁の間の通信を確保する。

⑶　町防災行政無線（移動系）の基地局や統制台等に障害が発生したときは、移動局同士の直接通信機能により通信を確保する。

公共施設等

１　道路

⑴　被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

⑵　応急措置の実施、２次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

⑶　緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設事業協同組合等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

２　河川施設

⑴　被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集を行うとともに関係機関に情報を連絡する。

⑵　応急措置の実施、２次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ２次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ず

る。

⑶　資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設事業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

⑷　住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

3　砂防、地すべり及び急傾斜地等

⑴　被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

⑵　応急措置の実施、２次災害の防止

２次災害のおそれがある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

⑶　資機材の確保、応急復旧工事の実施

２次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設事業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急復旧工事を実施する。

⑷　住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

4　ため池及び用水路

⑴　被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を調査する。

⑵　応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

町長は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた旨、知事より連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある流域の町民に対し、避難指示等必要な措置をとる。

5　本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎等

庁舎管理者は、本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。

6　危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

7　上水道施設

⑴　災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。

⑵　被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

8　下水道施設

施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講ずる。

コンピュータ

⑴　コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

⑵　コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

第４章　災害復旧対策

第１節　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第３章　「災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

⑴　河川公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　砂防設備災害復旧事業計画

⑶　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

⑷　道路公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上下水道災害復旧事業計画

５　工業用水道災害復旧計画

６　専用水道災害復旧計画

７　公共用地災害復旧事業計画

８　住宅災害復旧事業計画

９　社会福祉施設災害復旧事業計画

10　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

11　学校教育施設災害復旧事業計画

12　社会教育施設災害復旧事業計画

13　被災中小企業復興計画

14　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

１　町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

２　町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第３節　被災者の生活再建支援

１　災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

⑴　支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握

する。

⑵　支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2　被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

⑴　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

【県への報告】

ア　死亡者数

イ　負傷者数

ウ　全壊・半壊住宅数　等

【被災者台帳】

ア　氏名、生年月日、性別

イ　住所又は居所

ウ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

エ　援護の実施の状況

オ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

⑵　り災証明の発行

ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ　り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

⑶　災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

⑷　被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

⑸　義援金の募集

ア　町への義援金を受け付けるために、町役場に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

⑹　租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

3　要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

⑴　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不

足している地域には補足調査を行う。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

⑵　一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

⑶　福祉サービスの拡充

ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

⑷　健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第４節　風評被害の影響の軽減

１　正しい情報の提供

県及び町は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２　必要な検査等の実施

県及び町は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

３　被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（県本部長）及び町長（町本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性を PR する広報を行うなど、風評被害の拡大に努める。

４　関係機関との連携

県及び町は、国、その他の市町、関係機関・団体等と連携し、町（県）内物産の販売促進や観光客等の誘致など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平常時から関係機関・団体との連携構築等を行う。